

西尾市一般廃棄物処理基本計画  
概要版

平成 29 年 3 月

西尾市



## 目次

第1編  ごみ処理基本計画.....	1-1
第1章  計画の概要.....	1-1
1.  計画の目的.....	1-1
2.  計画の位置づけ.....	1-1
3.  計画期間.....	1-1
4.  一般廃棄物処理行政の動向.....	1-2
5.  計画の進行管理・推進体制.....	1-2
第2章  ごみ処理の現状.....	1-3
1.  ごみ処理主体.....	1-3
2.  ごみ処理フロー.....	1-4
3.  ごみと資源物の区分.....	1-6
4.  ごみの排出量及びその性状.....	1-8
5.  ごみ処理の実績.....	1-12
6.  目標の達成状況.....	1-13
第3章  ごみ処理基本計画.....	1-14
1.  基本理念、基本方針及び基本施策の設定.....	1-14
2.  ごみ発生量の予測（現状推移）.....	1-15
3.  施策の効果を見込んだごみ発生量の予測.....	1-16
4.  ごみの減量化のための方策.....	1-19

第2編 生活排水処理基本計画 .....	2-1
第1章 計画の概要 .....	2-1
1. 計画の目的 .....	2-1
2. 計画の位置づけ .....	2-1
3. 計画期間 .....	2-1
4. 計画の進行管理 .....	2-1
第2章 生活排水処理の現状 .....	2-2
1. 生活排水処理の現状 .....	2-2
2. 中間処理及び最終処分の現状 .....	2-6
第3章 生活排水処理基本計画 .....	2-8
1. 基本方針 .....	2-8
2. 生活排水処理主体 .....	2-8
3. 生活排水処理に関する目標 .....	2-8
4. 生活排水を処理する区域及び人口の予測 .....	2-9
5. 施設及び整備計画の概要 .....	2-11
6. 排出抑制計画 .....	2-12
7. 施設整備に関する事項 .....	2-12
8. し尿・汚泥処理計画 .....	2-13
9. 生活排水の処理に関するその他の事項 .....	2-14

# 第1編 ごみ処理基本計画

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画の目的

現在、我が国においては、

- ①環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定
- ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、「資源有効利用促進法」）の改正
- ③容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」）、特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」）等のリサイクル関連法の整備

等が進められ、循環型社会への転換が求められています。

このような状況を踏まえ、西尾市（以下、「本市」）では、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りながら、一般廃棄物の適正な処理を行うことを目的として平成23年度に一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」）を策定しました。

本計画策定から5年が経過し、本市における一般廃棄物の発生状況等の変化に対応するため、目標値に対する評価を行い、計画の中間的な見直しをするとともに、新たな施策等を検討し、本市におけるごみ減量・資源化のさらなる充実拡大を目指します。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条に基づく法定計画で、「第7次西尾市総合計画」、「西尾市環境基本計画」を上位計画として位置づけるとともに、「愛知県廃棄物処理基本計画」及び本市の諸施策との整合を図るものとします。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成38年度までの15年間であり、目標年度は平成38年度としています。

また、本計画は、概ね5年後及び社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合に見直しを行うものとしており、本年度がその見直し年度となっています。

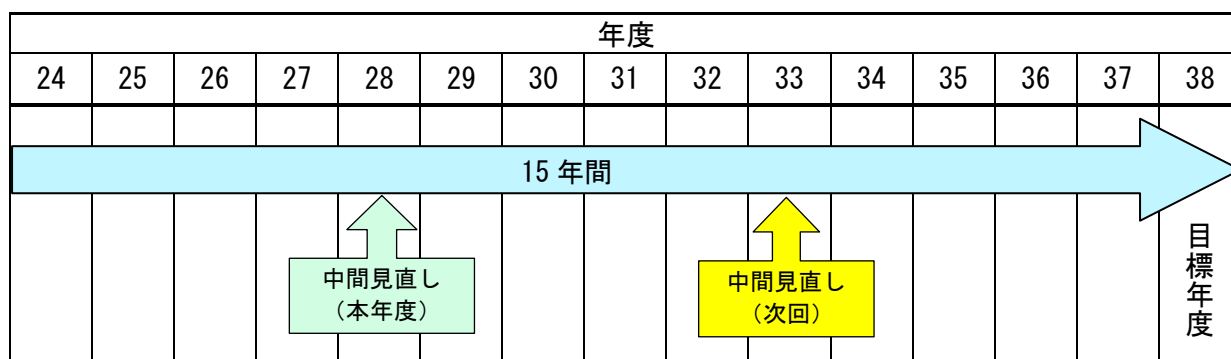


図 1.3.1 計画期間

#### 4. 一般廃棄物処理行政の動向

近年の廃棄物関連法の動向をみると、平成 25 年 4 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行されたほか、平成 27 年 7 月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)の一部改正が公布されています。

我が国における廃棄物関連計画の策定状況をみると、平成 24 年 4 月に「第四次環境基本計画」が策定されたほか、平成 25 年 5 月には「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。

愛知県における廃棄物関連計画の策定状況をみると、平成 26 年 5 月に「第 4 次愛知県環境基本計画」が策定されたほか、平成 29 年 3 月には「愛知県廃棄物処理計画」が策定される予定となっています。

本計画は、廃棄物関連法や国、県において策定された最新の廃棄物関連計画との整合性を図りながら見直しを行いました。

#### 5. 計画の進行管理・推進体制

##### 5.1 進行管理

施策や事業を推進し、本計画をより実効性のあるものとするため、庁内連絡調整会議において、各事業の進行管理を行っていきます。

計画の見直しは、概ね 5 年ごとに行い、施策の推進状況の確認や目標値の見直しを行います。また、必要に応じて、西尾市ごみ減量等推進協議会に諮問します。

##### 5.2 推進体制

本計画は、図 1.5.1 に示す体制で推進していきます。

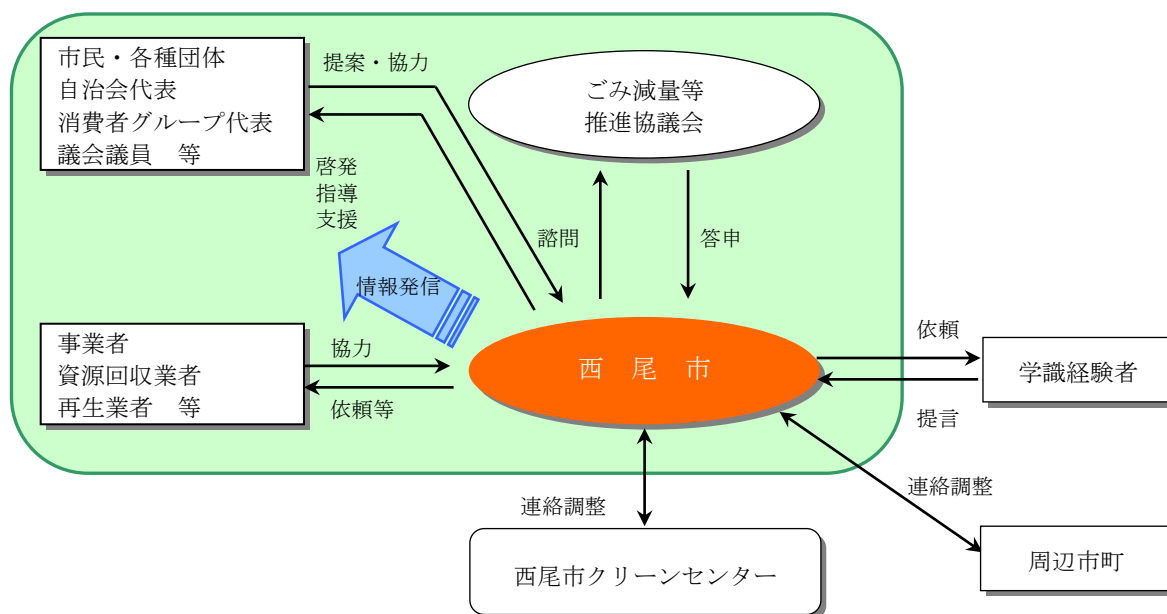


図 1.5.1 推進体制

## 第2章 ごみ処理の現状

### 1. ごみ処理主体

本市におけるごみの収集・運搬、中間処理、資源化・最終処分処理主体を表2.1.1に示します。

一般家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬は、市又は委託業者が行っています。

粗大ごみの収集運搬については、市が行っていますが、一時的に多量に排出される可燃ごみや粗大ごみについては排出者自らが西尾市クリーンセンターへ搬入することとしています。ただし、家屋解体時や引越時等に排出される粗大ごみに限り、許可を受けた業者が行うことができることとしています。

事業所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、排出者自らが西尾市クリーンセンターへ搬入するか、許可を受けた業者が行うこととしています。

一般家庭から排出されるプラスチック製容器包装等の資源物の収集運搬は、市又は委託業者が行っています。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び一部の資源物の中間処理は、西尾市クリーンセンターで行っています。その他の資源物は、業者の処理施設に運ばれて処理しています。

なお、白色トレーに関しては、社会福祉法人くるみ会で中間処理を行っています。

表 2.1.1 ごみ処理主体

区 分		収集・運搬	中間処理	資源化・最終処分		
可燃ごみ		市又は委託業者	西尾市クリーンセンター	市又は委託業者		
	一時多量ごみ等	排出者				
	事業系	排出者又は委託業者				
不燃ごみ		市又は委託業者				
	一時多量ごみ等	排出者				
	事業系	排出者又は委託業者				
粗大ごみ		市又は委託業者				
	一時多量ごみ等	排出者				
	家屋解体時や引越時等	委託業者				
	事業系	排出者又は委託業者				
資源物	空き缶	市又は委託業者			-	市が資源物として売却
	空きびん					
	紙類					
	布類					
	その他金属製品					
	小型家電		西尾市クリーンセンター			
	ペットボトル					
	プラスチック製容器包装					
	乾電池及び蛍光管					
	白色トレー			社会福祉法人くるみ会	社会福祉法人くるみ会が売却	

出典：清掃事業概要、平成28年度西尾市一般廃棄物処理計画





(2) 一色地区、吉良地区、幡豆地区

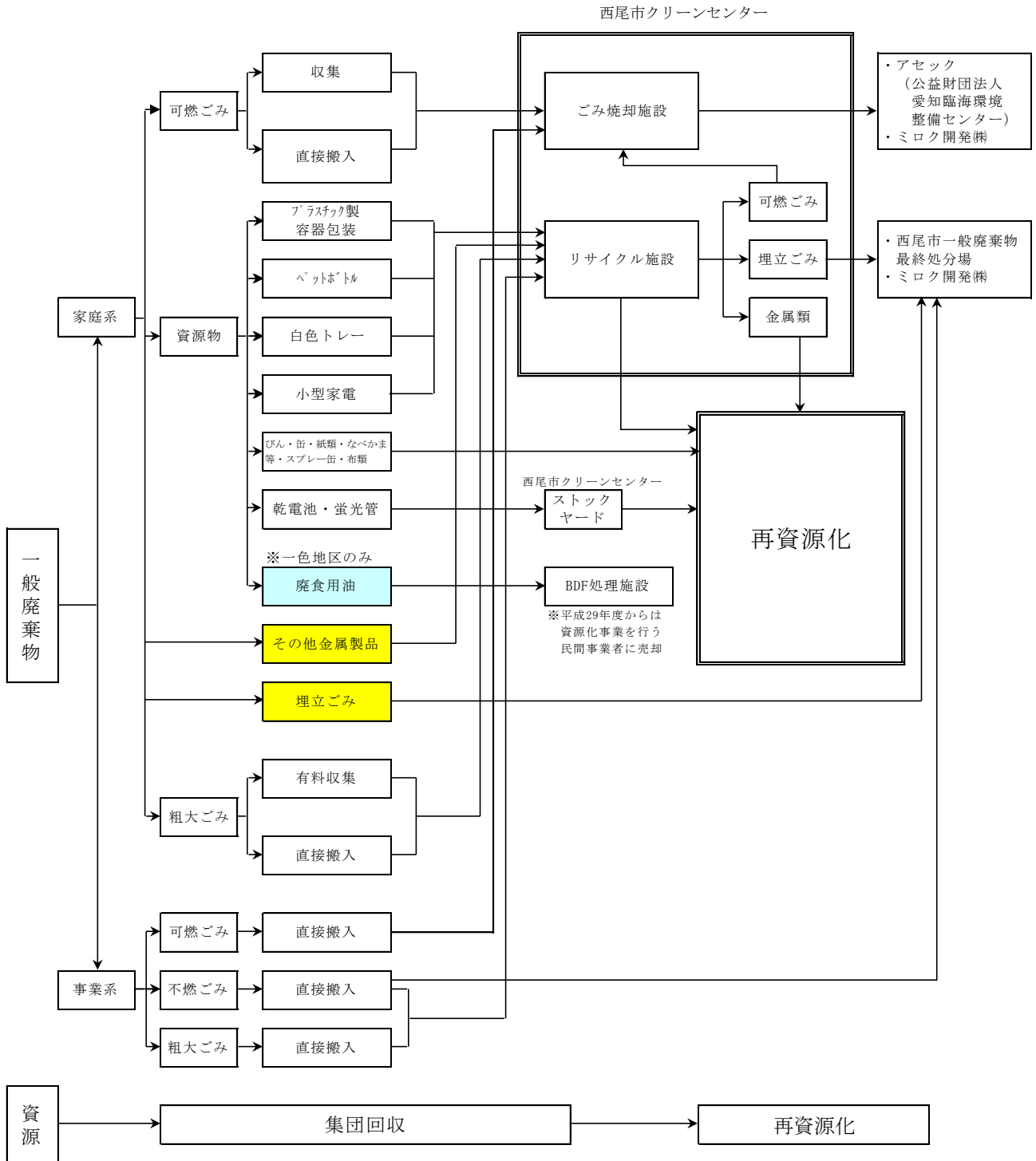


図 2.2.2 一色地区、吉良地区、幡豆地区ごみ処理フロー

(3) 佐久島地区

佐久島地区のごみ処理については、月 1 回、市が準備する台船により本土に運搬し、一色地区のごみ処理体系により処理しています。ただし、生ごみについては島内の生ごみ処理機、草木については島内の焼却炉で処理しています。

### 3. ごみと資源物の区分

本市におけるごみと資源物の分別方法には、地域特性等を考慮した相違点があります。各地区の平成 28 年度のごみと資源物の区分表を以下に示します。

#### (1) 西尾地区

西尾地区におけるごみと資源物の区分を表 2.3.1 に示します。

表 2.3.1 ごみと資源物の区分

区分	種類	品 目	
可燃ごみ	可燃ごみ	台所ごみ、履き物・皮・ゴム製品、食品の付着のある紙箱類、紙おむつ、プラスチック製品（ポリバケツ・ハンガー・おもちゃなど）、木・竹・枯れ葉、その他	
不燃ごみ	不燃ごみ	ガラス製品（鏡、ガラスコップ、化粧品びん）、金属製品（かさ、金属製のおもちゃ、包丁・ハサミ・ナイフ・カミソリなどの刃物、文具）、小型家電（ビデオデッキ、ラジカセ、掃除機）、陶磁器類など	
資源物	プラスチック類	プラスチック製容器包装	ポリ袋・ラップ、ボトル、パック・カップ・色付トレイ、その他（発泡スチロール、プラスチック製のふた、果物や野菜のネットなど）
		ペットボトル	飲料、酒類、しょうゆ、調味料類の容器（リサイクルマークのついているもの）
		白色トレイ	発泡スチロールの白いトレイ
	空き缶	アルミ缶	飲用の缶、食用の缶（缶詰の缶、お茶・のり・食用油の缶・クッキーの缶・ペットのえさの缶など）
		スチール缶	
		その他の食用缶	
	その他金物	なべ・かまなどの金物類	なべ・かま・フライパンなど、金属でできているもの
		スプレー缶	スプレー缶、カセット式ガスボンベ
	小型家電	小型家電	ラジカセ、アイロン、ドライヤー、ビデオデッキ、カメラ、掃除機、コード類、デスクトップパソコン、ノートパソコン、ゲーム機・ゲームソフト、リモコン、携帯電話、その他
	空きびん	茶色	茶色のびん、一升びん、ビールびん
		茶色以外	茶色以外のびん
	紙類	新聞	新聞、折込チラシ
		雑誌	雑誌、本、ノート、カタログ、コピー用紙など
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	紙パック（牛乳パックなどの、内側の白いもの）
その他の紙類		紙箱（菓子・レトルト食品・ティッシュペーパーなどの箱）、紙袋・手提げ紙袋・包装紙・封筒・ハガキ・名刺・トイレトペーパーなどの紙製の芯	
布類	布類	衣類、毛布、シーツ、タオルなど	
乾電池	乾電池	使用済みのアルカリ電池・マンガン電池	
蛍光管	蛍光管	コンパクト型蛍光管、丸形蛍光管、電球型蛍光管、直管型蛍光管	
粗大ごみ	粗大ごみ	家具、自転車、タンス、じゅうたん、ストーブ、たたみ、ふとん、物干し台・さお、スキー板など	

(2) 一色地区、吉良地区、幡豆地区

一色地区、吉良地区及び幡豆地区におけるごみと資源物の区分を表 2.3.2 に示します。

なお、一色地区における廃食用油については、平成 28 年度までは市の処理施設で資源化を行っていましたが、平成 29 年度からは資源化事業を行う民間事業者に売却します。

表 2.3.2 ごみと資源物の区分

区分	種類	品 目	
可燃ごみ	可燃ごみ	台所ごみ、履き物・皮・ゴム製品、食品の付着のある紙箱類、紙おむつ、プラスチック製品（ポリバケツ・ハンガー・おもちゃなど）、木・竹・枯れ葉、その他	
その他金属製品	その他金属製品	かさ、金属製のおもちゃ、文具、包丁・ハサミ・ナイフ・くぎなどの刃物	
埋立ごみ	埋立ごみ	電球、鏡、板ガラス、湯飲み、ガラスコップ、耐熱ガラス、化粧品びん、茶わん、皿、土・レンガ・ブロック（少量）、植木鉢	
資源物	プラスチック類	プラスチック製容器包装	ポリ袋・ラップ、ボトル、バック・カップ・色付トレイ、その他（発泡スチロール、プラスチック製のふた、果物や野菜のネットなど）
		ペットボトル	飲料、酒類、しょうゆ、調味料類の容器（リサイクルマークのついているもの）
		白色トレイ	発泡スチロールの白いトレイ
	空き缶	アルミ缶	飲用の缶、食用の缶（缶詰の缶、お茶・のり・食用油の缶・クッキーの缶・ペットのえさの缶など）
		スチール缶	
		その他の食用缶	
	その他金物	なべ・かまなどの金物類	なべ・かま・フライパンなど、金属でできているもの
		スプレー缶	スプレー缶、カセット式ガスボンベ
	小型家電	小型家電	ラジカセ、アイロン、ドライヤー、ビデオデッキ、カメラ、掃除機、コード類、デスクトップパソコン、ノートパソコン、ゲーム機・ゲームソフト、リモコン、携帯電話、その他
	空きびん	雑びん	茶色のびん、透明のびん、その他のびん
		生きびん	一升びん、ビールびん
	紙類	新聞	新聞、折込チラシ
		雑誌	雑誌、本、ノート、カタログ、コピー用紙など
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	紙パック（牛乳パックなどの、内側の白いもの）
		その他の紙類	紙箱（菓子・レトルト食品・ティッシュペーパーなどの箱）、紙袋・手提げ紙袋・包装紙・封筒・ハガキ・名刺・トイレトペーパーなどの紙製の芯
	布類	布類	衣類、毛布、シーツ、タオルなど
乾電池	乾電池	使用済みのアルカリ電池・マンガン電池	
蛍光管	蛍光管	コンパクト型蛍光管、丸形蛍光管、電球型蛍光管、直管型蛍光管	
廃食用油	廃食用油（一色地区）	植物油のみ	
粗大ごみ	粗大ごみ	家具、自転車、タンス、じゅうたん、ストーブ、たたみ、ふとん、物干し台・さお、スキー板など	

## 4. ごみの排出量及びその性状

### 4.1 ごみ量の推移

#### (1) 総排出量

ごみの総排出量の推移を図 2.4.1 に、中間処理量及び最終処分量の推移を図 2.4.2 に示します。  
 ごみの総排出量は、平成 23 年度まで減少傾向にありましたが、以降は増加に転じています。

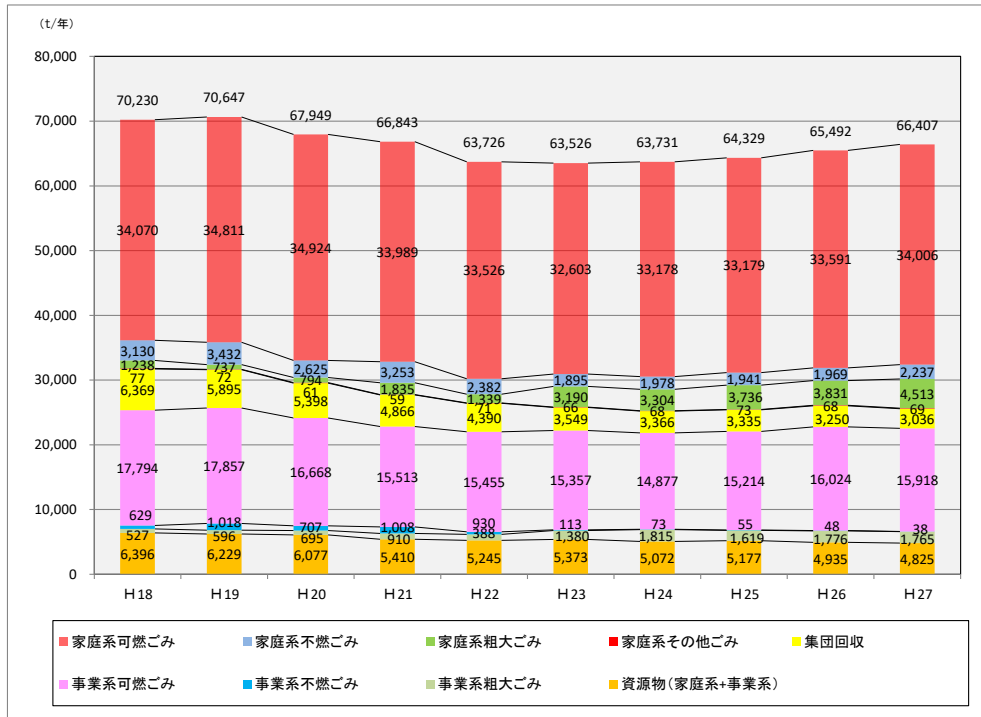


図 2.4.1 ごみの総排出量の推移

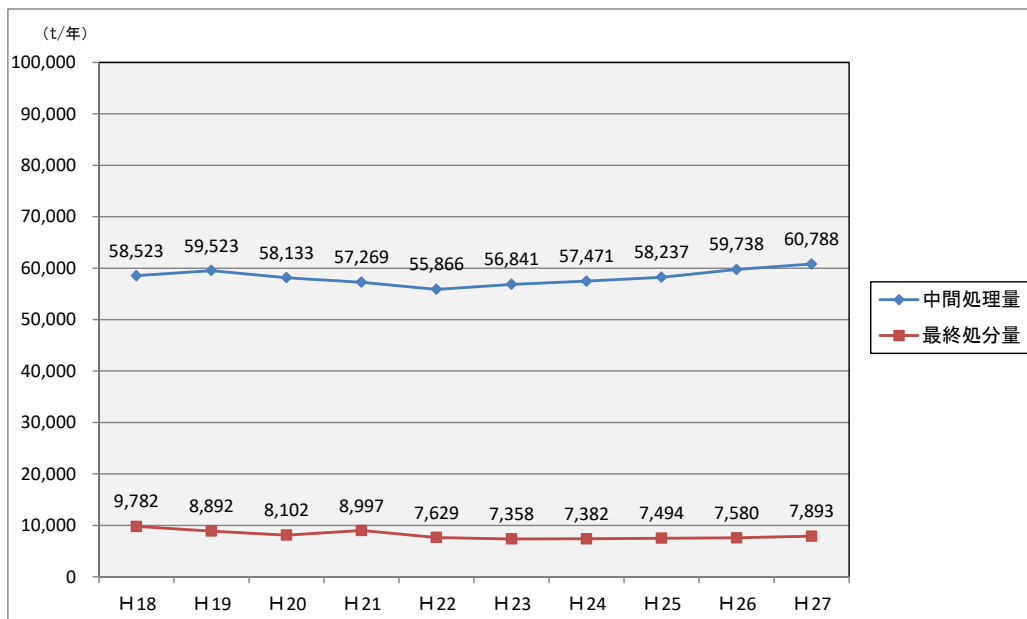


図 2.4.2 中間処理量及び最終処分量の推移

## 4.2 家庭系ごみの排出量

### (1) 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみ排出量の推移を図 2.4.3 に示します。

家庭系ごみの排出量は、平成 23 年度まで減少傾向にありましたが、以降は増加傾向にあります。また、資源物の集団回収量が減少傾向にあります。

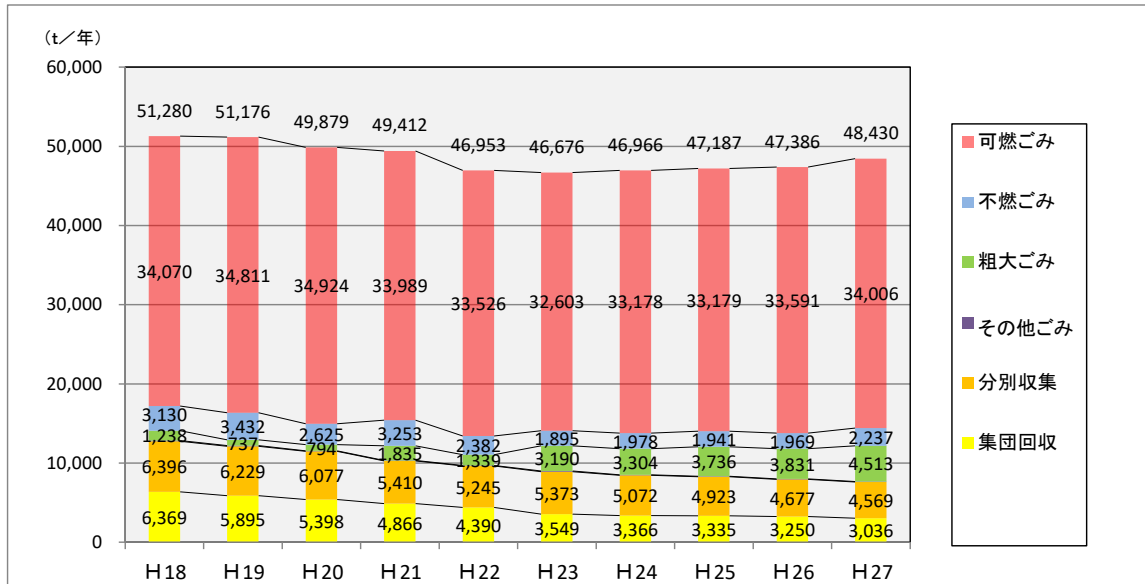


図 2.4.3 家庭系ごみの排出量

### (2) 1人1日当たりのごみの排出量

家庭系ごみ1人1日当たりのごみの排出量を図 2.4.4 に示します。

1人1日当たりのごみの排出量は、平成 23 年度まで減少傾向にありましたが、以降は増加傾向にあります。

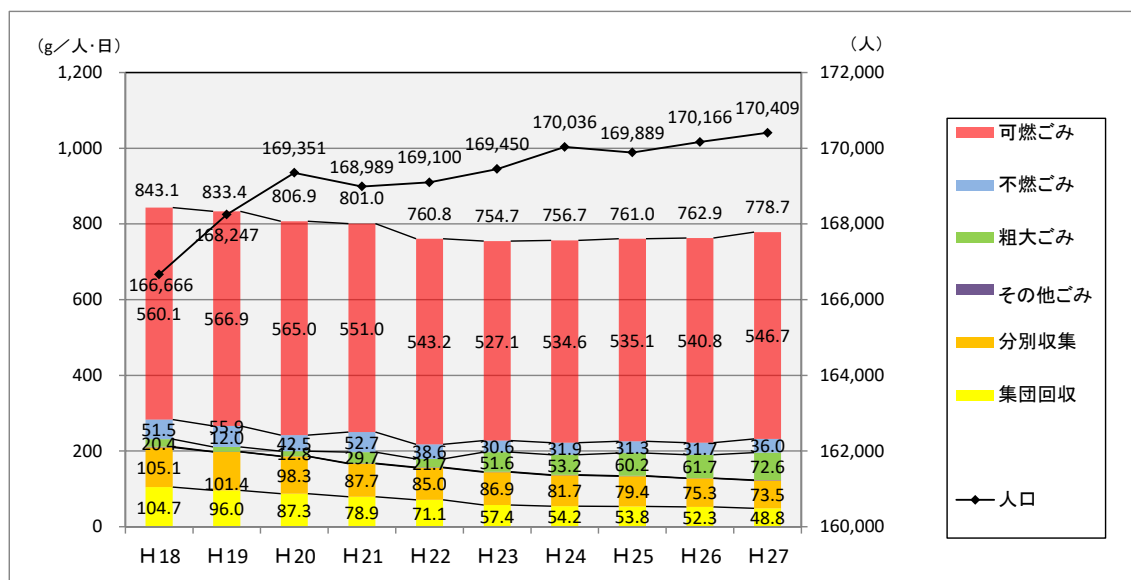


図 2.4.4 家庭系ごみ1人1日当たりのごみの排出量

### 4.3 事業系ごみの排出量

#### (1) 事業系ごみの排出量及び1日当たりのごみの排出量

事業系ごみ排出量の推移を図 2.4.5 に示します。

事業系ごみの排出量は、平成 22 年度まで減少傾向にありましたが、平成 25 年度までは横ばいで推移し、平成 26 年度にやや増加した後にはまた横ばいの傾向にあります。

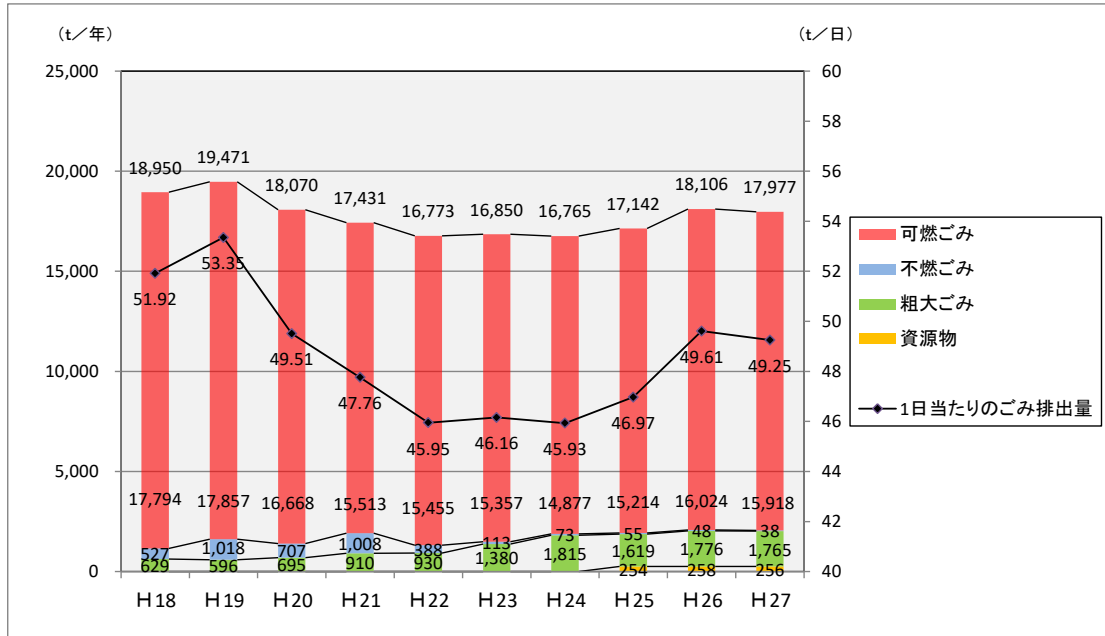


図 2.4.5 事業系ごみの排出量

### 4.4 リサイクル率の推移

資源物量とリサイクル率の推移を図 2.4.6 に示します。

資源物量、リサイクル率ともに減少傾向にあります。リサイクル率は、平成 18 年度には 20%を超えていましたが、以降は減少傾向にあり、平成 25 年度以降は 15%を下回っています。

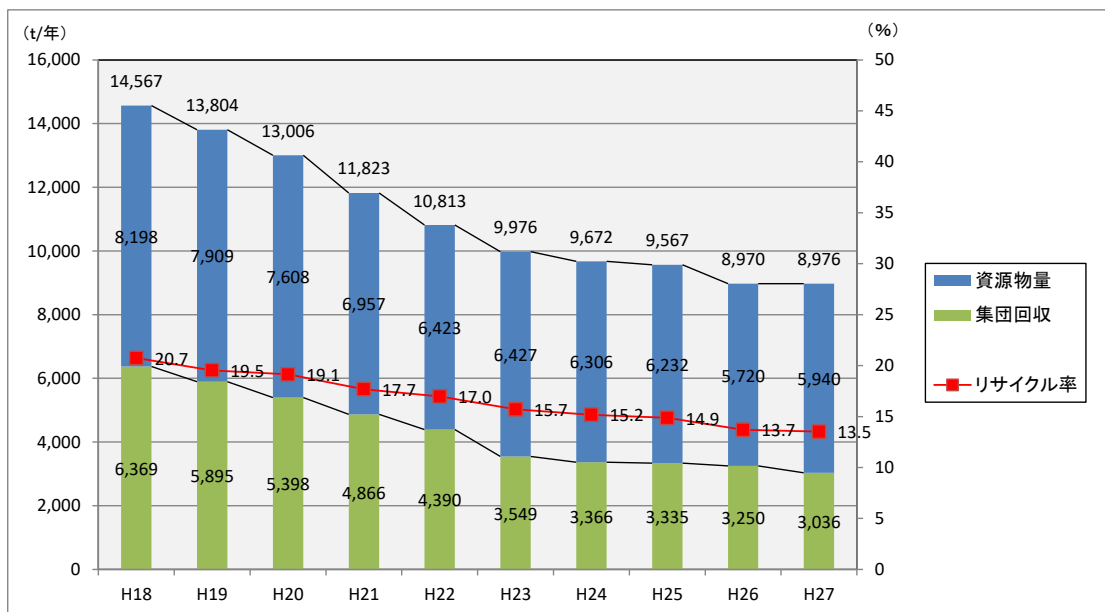


図 2.4.6 資源物量とリサイクル率の推移

## 4.5 ごみ組成及び低位発熱量の推移

### (1) ごみ組成

西尾市クリーンセンターにおける可燃ごみ質試験結果の推移を図 2.4.7 に、平成 27 年度の可燃ごみ質試験結果を図 2.4.8 に示します。

紙類の割合は、平成 22 年度まで減少傾向にありましたが、平成 23 年度以降は 42～44% で推移しています。ビニール・ゴム類、厨芥類、不燃物類の割合は、横ばいもしくは微増傾向がみられます。木・草類は、平成 22 年度をピークに増加傾向にありましたが、以降は減少傾向がみられます。繊維類の割合は、概ね 2.0% 以下の割合で横ばいの傾向にあります。

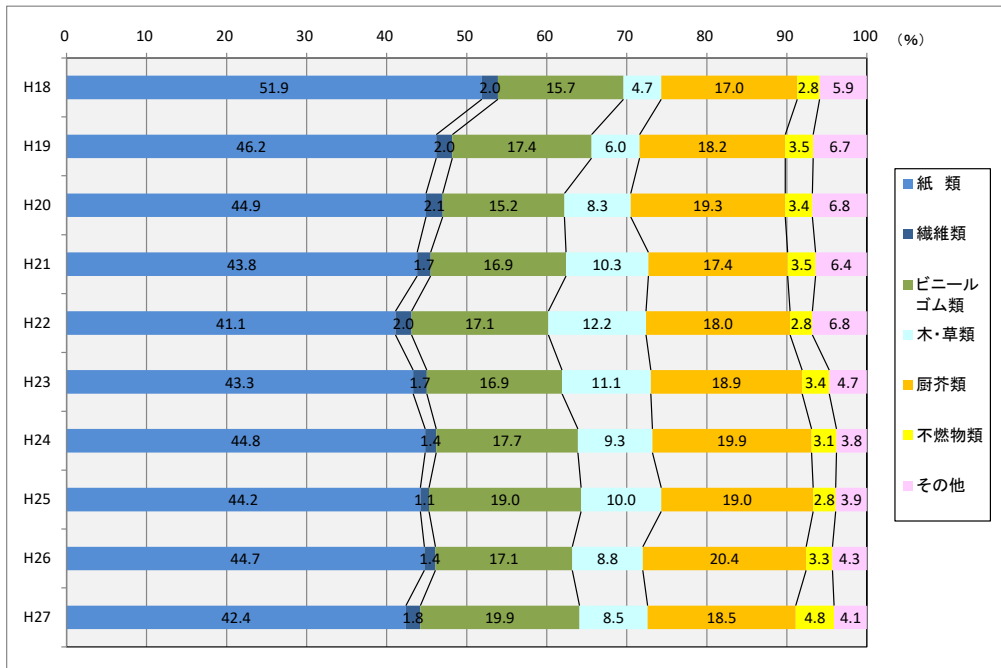


図 2.4.7 可燃ごみ質試験結果の推移

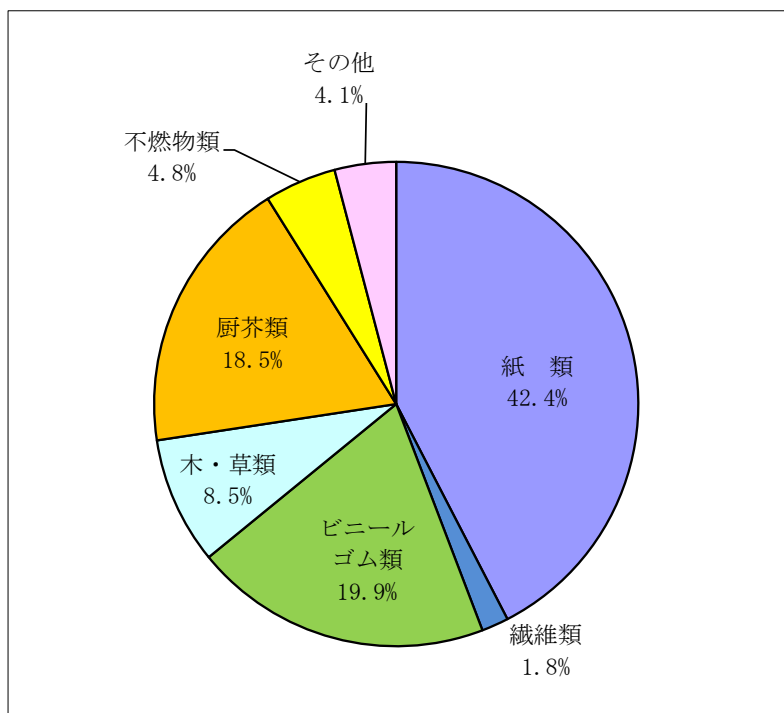


図 2.4.8 可燃ごみ質試験結果（平成 27 年度）

## 5. ごみ処理の実績

### 5.1 中間処理

#### (1) 中間処理量の推移

中間処理量の推移を図 2.5.1 に示します。

中間処理量は、平成 22 年度まで減少傾向でしたが、以降は増加傾向となっています。

一方、リサイクル施設からの処理残渣は、減少傾向となっています。

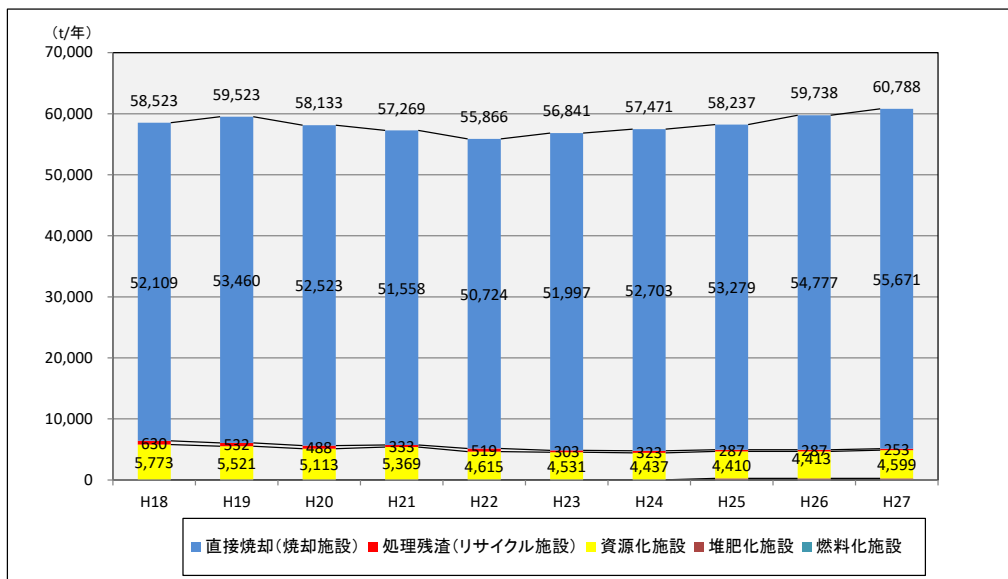


図 2.5.1 中間処理量の推移

#### (2) 最終処分量の推移

最終処分量の推移を図 2.5.2 に示します。

最終処分量は、平成 23 年度までは減少傾向がみられましたが、以降は微増傾向となっています。一方、リサイクル施設からの処理残渣の埋立は、減少傾向となっています。

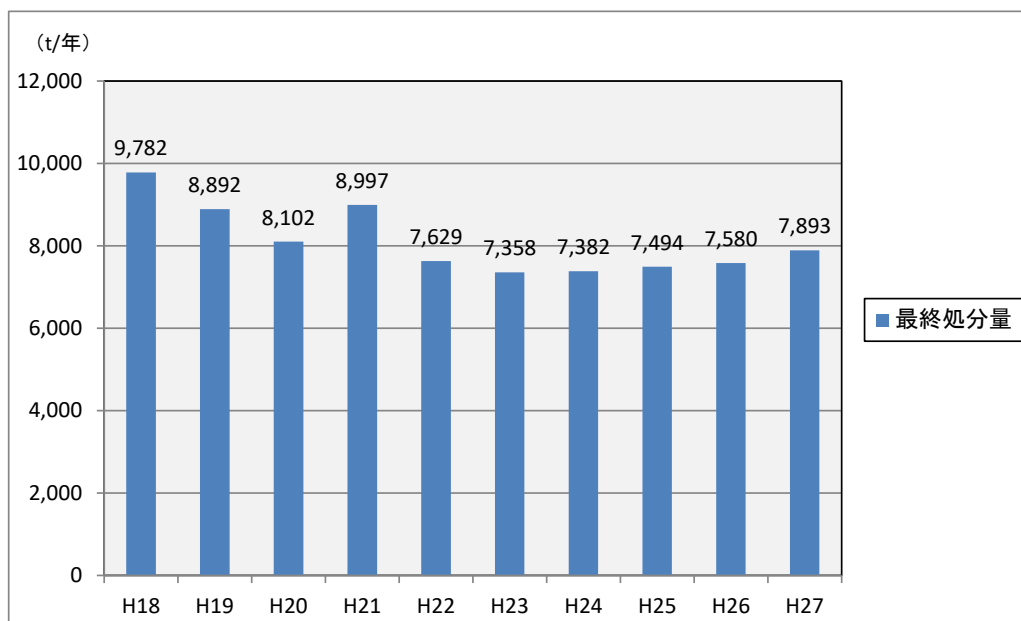


図 2.5.2 最終処分量の推移



## 6. 目標の達成状況

本計画における目標の達成状況を表 2.6.1 に示します。

目標値の項目について、1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) は、ごみ総排出量を、人口及び1年間の日数 (365日) で除した値です。値が少ないほど良く、ごみの総排出量を減らすことで値が減少します。

処理しなければならない1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) は、総排出量から資源物 (集団回収分を含む) を除いた量を、人口及び1年間の日数 (365日) で除した値です。値が少ないほど良く、資源物以外のごみ排出量を減らすか、資源化量を増加することで値が減少します。

処理しなければならない家庭系1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) は、家庭系ごみ総排出量から資源物 (集団回収分を含む) を除いた量を、人口及び1年間の日数 (365日) で除した値です。値が少ないほど良く、家庭系ごみの排出量を減らすことで値が減少します。

リサイクル率 (%) は、資源化量を総排出量で除した値です。値が大きいほど良く、総排出量を減らすか、資源化量を増やすことで値が増加します。

上記の4つの項目について、平成27年度の実績値をみると、計画策定時に定めた平成27年度の目標 (中間目標) を達成することはできませんでした。これは、計画策定時には減少すると予測されていた将来推計人口が予測に反して増加したことに加え、景気の回復によるごみ排出量の増加が影響していると考えられます。

また、リサイクル率減少の要因としては、資源物の多くを占める紙類では、家庭で読まれる新聞、雑誌自体が減っていることと、民間業者による戸別収集が影響していると考えられます。

本市の人口は今後緩やかな減少傾向に転ずると予測されていますが、現状のままでは平成38年度の目標達成は非常に困難と考えられるため、現状や今後本市が実施する施策の効果等を考慮した、現実的な目標値への変更を行う必要があります。

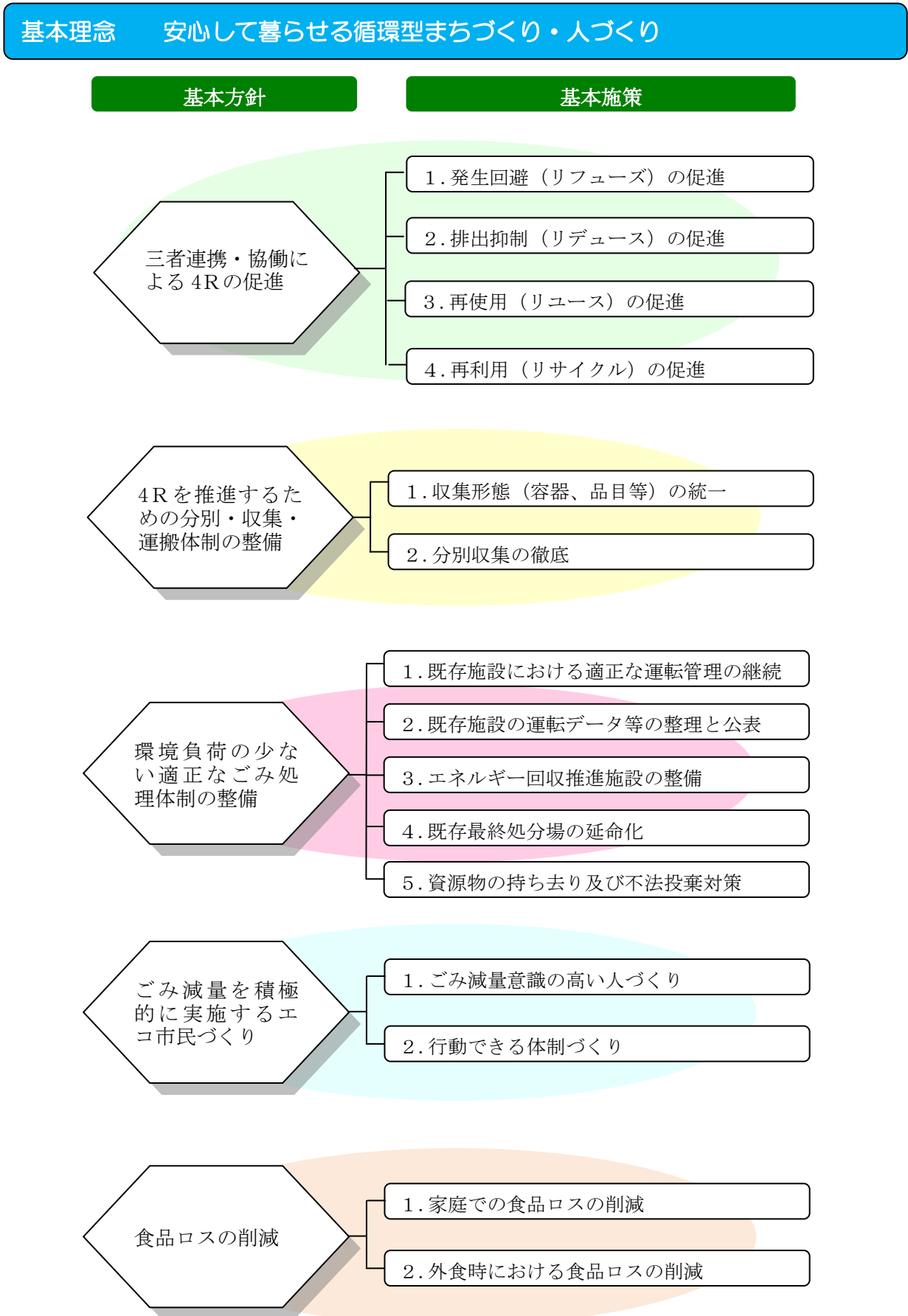
表 2.6.1 目標の達成状況

項目	実績値		目標値		達成率	
	平成22年度	平成27年度	平成27年度	平成38年度	平成27年度	平成38年度
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,032	1,068	1,020	900	95.5%	84.3%
処理しなければならない 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	876	941	720	670	76.5%	71.2%
処理しなければならない 家庭系1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	604	656	435	420	66.3%	64.0%
リサイクル率 (資源化率) (%)	17.0	13.5	23.4	26.0	残9.9 ポイント	残12.5 ポイント

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 1. 基本理念、基本方針及び基本施策の設定

本計画における基本理念、基本方針及び基本施策を、以下のように設定します。



## 2. ごみ発生量の予測（現状推移）

### 2.1 予測結果

ごみ総排出量の予測結果を表 3.2.1 に、発生原単位を表 3.2.2 に示します。

総排出量は、平成 38 年度には平成 27 年度から 24 t 減少すると予測されます。

一方、発生原単位は増加し、平成 38 年度には平成 27 年度から 17.35 g/人・日増加すると予測されます。よって、総排出量の減少は、人口の減少に起因しているものと考えられます。

表 3.2.1 ごみ総排出量の予測結果

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成38年度		
計画処理区域人口(人)	人	170,409	170,248	170,087	169,926	169,765	169,603	169,283	167,623		
総排出量	t/年	66,407	66,374	66,401	66,456	66,490	66,523	66,514	66,383		
家庭系ごみの排出量	家庭系ごみの排出量	t/年	45,394	45,339	45,358	45,378	45,390	45,398	45,371	45,130	
	可燃ごみ	t/年	34,006	34,002	34,005	34,007	34,001	33,995	33,958	33,758	
	不燃ごみ	t/年	2,237	2,181	2,181	2,182	2,182	2,183	2,182	2,169	
	粗大ごみ	t/年	4,513	4,525	4,549	4,573	4,598	4,621	4,642	4,678	
	その他ごみ (乾電池・蛍光管)	t/年	69	69	69	69	69	69	69	68	
	資源物	t/年	4,569	4,562	4,554	4,547	4,540	4,530	4,520	4,457	
	事業系ごみの排出量	事業系ごみの排出量	t/年	17,977	18,014	18,036	18,086	18,123	18,162	18,198	18,397
		可燃ごみ	t/年	15,918	15,940	15,962	15,983	16,005	16,028	16,049	16,159
		不燃ごみ	t/年	38	37	37	37	37	37	37	33
		粗大ごみ	t/年	1,765	1,781	1,781	1,810	1,825	1,840	1,854	1,942
資源物		t/年	256	256	256	256	256	257	258	263	
集団回収量	t/年	3,036	3,021	3,007	2,992	2,977	2,963	2,945	2,856		

表 3.2.2 発生原単位の予測結果

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成38年度		
人口	人	170,409	170,248	170,087	169,926	169,765	169,603	169,283	167,623		
1人1日当たりの排出量	家庭系ごみ	g/人・日	729.82	729.50	730.50	731.48	732.36	733.23	734.11	737.50	
	収集ごみ	収集ごみ	g/人・日	613.48	612.88	613.27	613.64	614.03	614.41	614.80	616.73
		可燃ごみ	g/人・日	517.03	517.46	517.89	518.32	518.75	519.18	519.61	521.79
		不燃ごみ	g/人・日	20.21	19.35	19.35	19.35	19.35	19.35	19.35	19.35
		粗大ごみ	g/人・日	1.67	1.68	1.69	1.70	1.71	1.72	1.73	1.77
		資源物	g/人・日	73.46	73.28	73.23	73.16	73.11	73.05	73.00	72.71
	その他ごみ (乾電池・蛍光管)	g/人・日	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	
	直接搬入ごみ	直接搬入ごみ	g/人・日	116.02	116.62	117.23	117.84	118.33	118.82	119.31	120.77
		可燃ごみ	g/人・日	29.61	29.73	29.85	29.97	29.97	29.97	29.97	29.97
		不燃ごみ	g/人・日	15.71	15.75	15.79	15.83	15.87	15.91	15.95	16.10
粗大ごみ		g/人・日	70.69	71.14	71.59	72.04	72.49	72.94	73.39	74.70	
集団回収	g/人・日	48.81	48.62	48.43	48.24	48.05	47.86	47.67	46.68		
1日当たりの排出量	事業系ごみ	t/日	49.25	54.23	54.29	54.51	54.65	54.79	54.93	55.70	
	可燃ごみ	t/日	43.61	43.67	43.73	43.79	43.85	43.91	43.97	44.27	
	不燃ごみ	t/日	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	
	粗大ごみ	t/日	4.84	4.88	4.88	4.96	5.00	5.04	5.08	5.32	
	資源物	t/日	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	
合計	g/人・日	1,067.65	1,068.13	1,069.57	1,071.47	1,073.04	1,074.60	1,076.48	1,085.00		

### 3. 施策の効果を見込んだごみ発生量の予測

新たな目標値設定のため、今後本市が実施する予定の施策及び施策の効果を検証します。

#### 3.1 実施する施策及び施策の効果

##### (1) 実施する施策

実施する施策は、以下のとおりとします。

- 1) 剪定枝のリサイクル
- 2) 小型家電分別収集の拡大
- 3) 食品ロスに関する施策
- 4) 水切り運動等の施策
- 5) 紙類の分別率向上に関する施策

##### (2) 施策の効果等の設定

実施する施策の効果は、以下のとおりとします。

###### 1) 剪定枝のリサイクル

剪定枝のリサイクルにより、剪定枝 1,700 t/年をチップ化して再利用します。(剪定枝は家庭系粗大ごみ(直接搬入)としてクリーンセンターに搬入されます。)

→家庭系粗大ごみ(直接搬入) 1,700 t/年の資源化を見込みます・・・A

###### 2) 小型家電分別収集の拡大

西尾地区について、家庭系不燃ごみ収集量(平成27年度実績で西尾市全体の約76.4%)に含まれている小型家電(本市の過去5ヵ年のサンプリング調査結果より17%とする。)の50%を資源物として再利用します。

→ $76.4\% \times 17\% \times 50\% = 6.5\%$ の家庭系不燃ごみ(収集)の資源化を見込みます・・・B

###### 3) 食品ロスに関する施策

- ① 食品ロスに関する施策等の実施により、家庭系可燃ごみ(収集、直接搬入)に含まれている厨芥類(「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」(埼玉県清掃行政研究協議会 平成24年3月)より42.6%とする。)の排出量を10%減少させます。

→ $42.6\% \times 10\% = 4.3\%$ の家庭系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・C

- ② 食品ロスに関する施策等の実施により、事業系可燃ごみ(収集、直接搬入)に含まれている厨芥類(「事業系ごみの分け方・減らし方」(京都市)より41.1%とする。)の排出量を10%減少させます。

→ $41.1\% \times 10\% = 4.1\%$ の事業系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・D

###### 4) 水切り運動等の施策

- ① 水切り運動等といった施策の実施により、家庭系可燃ごみ(収集、直接搬入)に含まれている厨芥類(42.6% 前記参照)を10%減少させます。

→ $42.6\% \times 10\% = 4.3\%$ の家庭系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・E

- ② 水切り運動等といった施策の実施により、事業系可燃ごみ(収集、直接搬入)に含まれている厨芥類(41.1% 前記参照)を10%減少させます。

→ $41.1\% \times 10\% = 4.1\%$ の事業系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・F

### 5) 紙類の分別率向上に関する施策

家庭系可燃ごみ（収集、直接搬入）に含まれている紙類（雑がみ：「紙ごみ」を減らして再資源化！」（京丹後市）より8.5%とする。）の30%を資源物として回収します。

→ $8.5\% \times 30\% = 2.6\%$ の家庭系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・G

### (3) 施策が影響する区分

施策の効果が影響する区分は、以下のとおりとします。

表 3.3.1 施策の効果が影響する区分

施策の効果が影響する区分	施策の効果
資源化量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aより1,700 t /年の増加</li> <li>・ Bより家庭系不燃ごみ収集量6.5%分（<math>76.4\% \times 17\% \times 50\% = 6.5\%</math>）の増加</li> <li>・ Gによって減少した家庭系可燃ごみ排出量分の増加（家庭系可燃ごみから家庭系資源ごみへの移行）</li> </ul>
家庭系可燃ごみ排出量（収集）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Cより4.3%の減量効果</li> <li>・ Eより4.3%の減量効果</li> <li>・ Gより2.6%の減量効果（家庭系可燃ごみから家庭系資源ごみへの移行）</li> </ul>
家庭系可燃ごみ排出量（直接搬入）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Cより4.3%の減量効果</li> <li>・ Eより4.3%の減量効果</li> <li>・ Gより2.6%の減量効果（家庭系可燃ごみから家庭系資源ごみへの移行）</li> </ul>
事業系可燃ごみ排出量（収集）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Dより4.1%の減量効果</li> <li>・ Fより4.1%の減量効果</li> </ul>
事業系可燃ごみ排出量（直接搬入）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Dより4.1%の減量効果</li> <li>・ Fより4.1%の減量効果</li> </ul>

## 3.2 施策実施効果を見込んだ予測結果

施策の実施効果を見込んだ予測結果を以下に示します。

表 3.3.2 施策の実施効果を見込んだ予測結果

区分	単位	平成27年度	平成38年度
資源化量	t /年	8,976	11,261
家庭系可燃ごみ（収集）		32,159	28,477
家庭系可燃ごみ（直接搬入）		1,847	1,636
事業系可燃ごみ（収集）		15,025	14,029
事業系可燃ごみ（直接搬入）		893	832
資源物（紙類）		1,884	2,679
総排出量		66,407	62,244
資源化率	%	13.5	18.1

### 3.3 目標値の見直し

前記施策の効果を踏まえ、目標値の見直しを行います。

1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) の平成 38 年度における目標値は、1,010 g とします。また、中間見直し期にあたる平成 33 年度の目標値は、平成 27 年度と平成 38 年度の値の中間値を採って、1,040 g とします。

処理しなければならない1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) の平成 38 年度における目標値は、880 g とします。また、中間見直し期にあたる平成 33 年度の目標値は、平成 27 年度と平成 38 年度の値の中間値を採って、910 g とします。

処理しなければならない家庭系1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) の平成 38 年度における目標値は、600 g とします。また、中間見直し期にあたる平成 33 年度の目標値は、平成 27 年度と平成 38 年度の値の中間値を採って、630 g とします。

リサイクル率 (%) の平成 38 年度における目標値は、18.0% とします。また、中間見直し期にあたる平成 33 年度の目標値は、平成 27 年度と平成 38 年度の値の中間値を採って、16.0% とします。

目標値の見直しを表 3.3.3 に整理します。

表 3.3.3 目標値の見直し

項目	実績値		将来推計		目標値の見直し ( ) 内：見直し前	
			現状推移	施策実施	中間	最終
	平成22年度	平成27年度	平成38年度	平成38年度	平成33年度	平成38年度
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,032	1,068	1,085	1,017	1,040 (1,020)	1,010 (900)
処理しなければならない 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	876	941	961	880	910 (720)	880 (670)
処理しなければならない 家庭系1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	604	656	665	605	630 (435)	600 (420)
リサイクル率 (資源化率) (%)	17.0	13.5	13.1	18.1	16.0 (23.4)	18.0 (26.0)

#### 4. ごみの減量化のための方策

ごみ処理においては、市民、事業者、市の協働による取り組みが必要であり、個々の役割と責任を果たす必要があります。

基本理念及び基本方針を踏まえて計画目標を達成するために、市民、事業者、市の役割分担を明確にした施策ごとの具体的な方策を示します。

### 基本方針① 三者連携・協働による4Rの促進

#### 基本施策 発生回避（リフューズ）の促進

##### 市民の役割

- マイバッグを持参し、レジ袋を辞退します。
- 過剰包装や不要な包装を辞退します。

##### 事業者の役割

- マイバッグの普及に協力します。
- 商品の過剰包装を抑制・自粛します。

##### 市の役割

- マイバッグの普及推進を呼びかけます。

#### 基本施策 排出抑制（リデュース）の促進

##### 市民の役割

- 食材の買い過ぎや作りすぎに注意します。
- 安いからといってむやみに物を買わない。使う物を使う量だけ購入します。
- 使い捨て商品より長く使えるものを購入します。
- 生ごみはぼかし、コンポスト容器、生ごみ処理機を利用し、堆肥化します。
- 生ごみを出す場合は、しっかりと水切りをします。
- 詰め替え商品を積極的に購入します。

##### 事業者の役割

- 製品の長寿命化・省資源化に関する開発を行います。
- 廃棄物ができるべく出ない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物発生量の削減に努めます。
- 詰め替え商品の販売を促進します。
- 事務用品は必要性を十分に検討し、無駄なものは購入しません。
- コピー用紙の両面使用などを行い、事業所内での紙ごみの発生量を削減します。

## 市の役割

- 多量排出事業者の把握に努めるとともに、事業者に対する排出抑制・資源化等に関する指導を行います。
- ごみ処理負担の公平化、排出抑制策として、ごみ処理有料化の検討を行います。
- 事業系ごみの排出者負担料金の定期的な見直しを検討します。
- リターナブル容器や詰め替え商品の使用を呼びかけます。
- ぼかしの無料配布、コンポスト容器、生ごみ処理機購入費の補助を行い、生ごみの減量を促進します。
- 水切りによる生ごみの減量効果について情報発信を行います。

## 基本施策 再使用（リユース）の促進

### 市民の役割

- リターナブル製品の購入を積極的に行います。
- 不用品の有効利用を積極的に行います。
- 修理可能な製品は修理（リペア、リフォーム）して使います。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを活用します。

### 事業者の役割

- 梱包材等を繰り返し利用します。
- 不用品の有効利用を行います。
- 使い捨て商品でなく何度も修理できる商品をつくる努力をします。

## 市の役割

- フリーマーケットの開催を促進するとともに、市内で開催されるフリーマーケット等の情報提供を行います。
- 出前講座やイベント等により、ごみの減量化・資源化の情報を提供し、啓発を図ります。

## 基本施策 再利用（リサイクル）の促進

### 市民の役割

- 団体等が行っている集団回収に積極的に参加・協力します。
- ペットボトル・白色トレイ、乾電池などは、公共施設・店頭等の拠点回収を利用します。
- 再生品（再生紙 100%のトイレットペーパー）など環境ラベルの商品・製品を選択します。
- テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、自動車、自動二輪車など、メーカーが引き取りリサイクルするものは、適正にリサイクルします。
- ごみを出すときは、資源物を種類別に分別し、ごみの出し方のルールを守って排出します。



## 事業者の役割

- 事業者としてのごみ処理に関する責務を十分理解し、自らの責任においてごみの減量やリサイクルに努めるとともに、適正な処理・処分を行います。
- 自主的なリサイクル活動を積極的に行います。
- ミスコピー紙などは、内部資料やメモ用紙などに再使用します。(裏面使用)
- 封筒、ファイルなどは、繰り返し使用します。
- 流通梱包材や仕入れに使用する容器などは、繰り返し使用できるものを採用します。
- 事務用品など物品を購入する際は、再生品など環境に配慮したものを選びます。

## 市の役割

- 再生品を積極的に使用します。
- 「ごみ出しルール」の周知を図ることで廃棄物の資源化を進めます。
- 衛生委員の協力を得て地域のごみの資源化を進めます。
- 資源化を促進するため、施設の整備、リサイクルルートの確保に努めます。
- 地域が一体となった分別収集が推進されるよう、町内会等への働きかけを行います。
- クリーンセンターに搬入される剪定枝のリサイクルに努めます。
- 団体が行う集団回収事業を支援し、地域による資源物の回収を促進します。
- 常設資源ステーションの利用拡大を促進します。

## 基本方針② 4Rを推進するための分別・収集・運搬体制の整備

### 収集形態（容器、品目等）の統一

#### 市の役割

- 資源物が出しやすい排出品目や排出方法の統一を検討します。
- 収集では、適正な収集・運搬を確保しつつ、さらなる効率化を目指します。

### 分別収集の徹底

#### 市の役割

- 広報やホームページなどにより積極的に情報の発信をします。
- ごみの出し方のガイドブックを全戸に配布し、ごみ分別について周知します。

## 基本方針③ 環境負荷の少ない適正なごみ処理体制整備

### 既存施設における適正な運転管理の継続

#### 市の役割

- クリーンセンターの適正な運転管理、維持管理を推進することにより、経費の削減と効率的な発電の確保に努めます。
- 適正な稼働体制、稼働日数を保つとともに、減量化・資源化による処理量の削減、ごみ質の均質化、カロリーコントロール等を行い、ごみ処理の安定化を図ります。
- 最終処分場の周辺環境への監視を徹底します。
- 最終処分場の適正管理の推進及び最終処分場跡地利用について検討します。

### 既存施設の運転データ等の整理と公表

#### 市の役割

- 大気汚染物質の排出抑制と温室効果ガスの削減及び測定結果を公表します。
- 最終処分場の浸出水、地下水データ等の整理及び測定結果を公表します。

### エネルギー回収推進施設の整備

#### 市の役割

- 新ごみ処理施設整備について、関係市町村等との連携による広域化を推進します。
- 新ごみ処理施設の更新について研究します。

### 既存最終処分場の延命化

#### 市の役割

- 最終処分場の周辺環境への監視を徹底します。
- 埋立処分量削減による延命化を図ります。

### 資源物の持ち去り及び不法投棄対策

#### 市の役割

- 資源物の持ち去り禁止についての指導を行います。
- 事業系ごみのごみ集積場所への排出を防止するため、事業所訪問などにより事業者への指導を強化します。
- 不法投棄対策として、職員によるパトロール体制を強化します。
- 不法投棄対策として、町内会から要望があれば、ごみステーションに監視カメラを設置します。

## 施策方針④ ごみ減量を積極的に実施するエコ市民づくり

### ごみ減量意識の高い人づくり

#### 市民の役割

- ごみ減量に関する情報に関心を持つようにします。
- 取り組みの成果を積極的に発表します。

#### 事業者の役割

- ごみ減量に関する情報の入手や発信を心がけます。
- 事業所内にごみ減量担当者を配置し、社員のごみ減量意識を高めていくように努めます。

#### 市の役割

- ごみ問題の現状や推進する取り組み等を、具体的かつ分かりやすく発信するよう努めます。
- ごみ減量の目標や達成状況を公開します。
- 教育機関と連携・協力し、子どもたちのごみ減量教育を支援します。
- 町内会に対して積極的にごみについての出前講座を行います。
- 最終処分場、クリーンセンターの見学会を行います。
- 町内の清掃や環境衛生活動などに取り組んでいる個人、団体を表彰します。

### 行動できる体制づくり

#### 市民の役割

- ごみの減量意識の高い人たち（エコ市民）を中心とした活動組織を形成します。
- ごみ減量に取り組む団体組織による活動の輪を周囲に広げるよう努めます。
- 既存のごみ減量活動団体・個人などの間で積極的な情報交換を図ります。

#### 事業者の役割

- ごみ減量活動をしている団体と連携し、協力します。

#### 市の役割

- ごみの減量活動をする組織づくりと市民主導の運営を支援します。
- ごみの減量活動をする組織のコーディネーター役を務めます。
- 各課、支所、県等との連携のもと、迅速な情報提供、情報発信などに努めます。

## 基本方針⑥ 食品ロスの削減

### 家庭での食品ロスの削減

#### 市民の役割

- 冷蔵庫等の中に残っている食べ物を確認してから買い物に行くように努めます。
- バラ売りや少量パック等、使い切ることができる適量を買うように努めます。
- 賞味期限と消費期限の違いを理解して買い物をするように努めます。

#### 事業者の役割

- 食品ロスの発生抑制に取り組んだ上で、再生利用等に努めます。
- 飲食店や小売店等は、食品ロスの発生しにくい少量販売等に努めます。

#### 市の役割

- 食品ロスに関する正しい認識が広く市民に伝わるよう、普及啓発に努めます。
- 市民や飲食店等の食品ロス削減の取組を支援します。
- 食品ロス削減に関する運動の普及促進に努めます。

### 外食時における食品ロスの削減

#### 市民の役割

- 小盛りメニューの利用等、食品ロスを発生させない注文に努めます。
- ごみ減量に取り組む団体組織による活動の輪を周囲に広げるよう努めます。
- 既存のごみ減量活動団体・個人などの間で積極的な情報交換を図ります。

#### 事業者の役割

- 飲食店や小売店等は、小盛りメニュー等、食品ロスの発生しにくいメニューの設定に努めます。
- 市民が料理の持ち帰りを希望した際には、可能な限り協力するようにします。
- 市が呼びかける食べ残し防止運動等に協力します。

#### 市の役割

- 飲食店や小売店等に、小盛りメニューや少量販売の設定を呼びかけます。
- 多量排出事業所に対して、生ごみの資源化を提案していきます。
- 食品ロスに関しての情報提供、情報発信等を行い、普及啓発に努めます。

## 第2編 生活排水処理基本計画

### 第1章 計画の概要

#### 1. 計画の目的

西尾市は、矢作川水系の豊富な水資源により、お茶や稲作などの農業が盛んな地域です。また、市の南部に面している三河湾では、のりやあさり等の採取も営まれていることから、矢作川や三河湾等といった身近な公共用水域の水質を保全することは非常に重要です。

このような状況を踏まえ、生活排水の適正な処理を地域住民の理解と協力のもとに推進し、快適な生活環境と、より豊かな水環境を得ることを目指します。

#### 2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条に基づく法定計画で、「第7次西尾市総合計画」、「西尾市環境基本計画」を上位計画として位置づけるとともに、「愛知県廃棄物処理基本計画」及び本市の諸施策との整合を図るものとします。

#### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成38年度までの15年間であり、目標年度は平成38年度としています。

また、本計画は、概ね5年後及び社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合に見直しを行うものとしており、本年度がその見直し年度となっています。

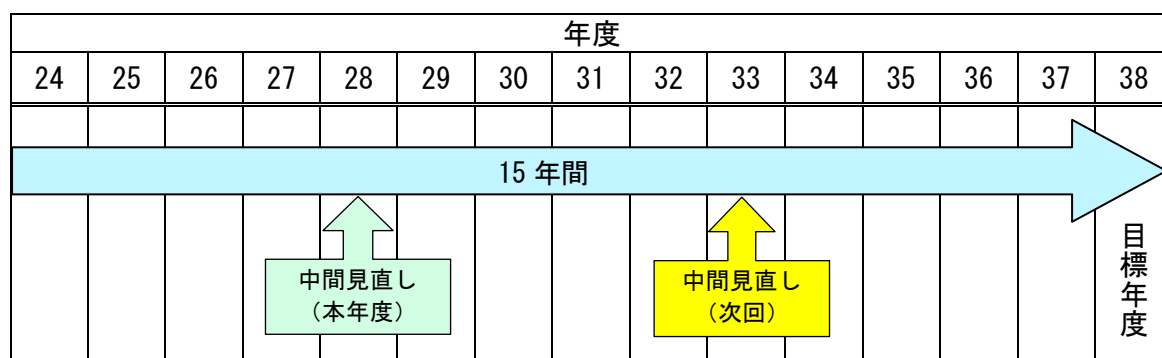


図 1.3.1 計画期間

#### 4. 計画の進行管理

施策や事業を推進し、本計画をより実効性のあるものとするため、庁内連絡調整会議において、各事業の進行管理を行っていきます。

計画の見直しは、概ね5年ごとに行い、施策の推進状況の確認や目標値の見直しを行います。また、必要に応じて、西尾市ごみ減量等推進協議会に諮問します。

## 第2章 生活排水処理の現状

### 1. 生活排水処理の現状

#### 1.1 生活排水関係施設の概要

生活排水は、し尿、炊事、洗濯、入浴など人の活動にともなって公共用水域に排出される全ての排水のことであり、し尿と生活雑排水に分けられます。し尿と生活雑排水を処理する主な生活排水関係施設の概要を表2.1.1に示します。

表 2.1.1 生活排水関係施設の概要

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体	施設整備規模 (計画人口)	対象区域
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人等	—	—
	農業集落排水施設	し尿 生活雑排水	市町村 土地改良区	1,000人程度以下	農業振興地域内の農業集落
みなし浄化槽		し尿	個人等	—	—
下水道	公共下水道	し尿 生活雑排水	市町村	10,000人以上	主として市街地
	流域下水道	工場排水 雨水等	都道府県	(第1種) 15万人以上 当分の間は10万人以上 (第2種) 3万人以上 15万人未満	2以上の市町村区
コミュニティ・プラント (地域し尿処理施設)		し尿 生活雑排水	市町村	101人～3万人未満	特に制限なし
生活排水処理施設※		生活雑排水	市町村	101人以上	特に制限なし
し尿処理施設		し尿 浄化槽汚泥等	市町村	—	—

※ 生活排水処理施設とは、厚生労働省予算補助等によって設置された生活雑排水を処理する施設

#### 1.2 処理主体

生活排水の処理主体を表2.1.2に示します。なお、下水道の種別は、流域関連公共下水道(矢作川・境川流域下水道)になります。

表 2.1.2 生活排水処理施設の処理主体

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体
浄化槽	農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	西尾市
	合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
みなし浄化槽		し尿	個人等
下水道	流域関連公共下水道 (流域下水道へ接続)	し尿、生活雑排水	西尾市 (流域下水道は愛知県)
し尿処理施設 (西尾市浄化センター)		し尿、浄化槽汚泥等	西尾市

### 1.3 処理状況（処理フロー）

生活排水の処理フローを図 2.1.1 に示します。

生活排水のうち、し尿の処理は、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、みなし浄化槽及びし尿処理施設による 5 つの方法により処理されています。

また、生活雑排水の処理は、公共下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設による 3 つの方法で処理されていますが、みなし浄化槽及び汲み取りの家庭では、生活雑排水は未処理のまま河川等へ放流されています。

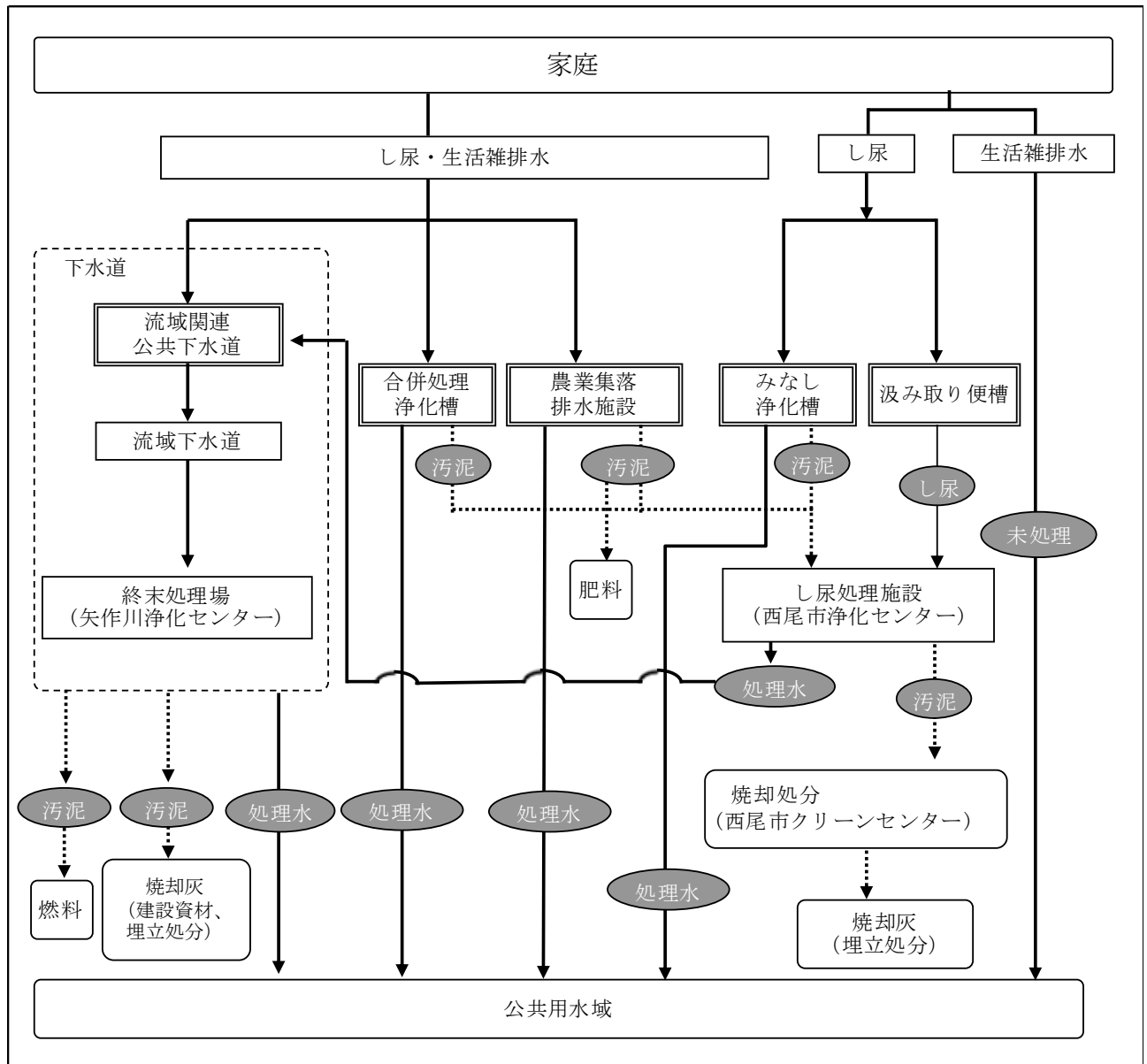


図 2.1.1 生活排水の処理フロー

## 1.4 生活排水処理の推移

### (1) 公共下水道

公共下水道整備面積の状況を表 2.1.3 に、公共下水道整備人口の状況を表 2.1.4 に示します。

公共下水道は、矢作川流域下水道関連事業として平成 4 年度から供用を開始しており、平成 27 年度末現在の整備面積は 2,826.7ha であり、処理人口は 125,051 人になります。

合併前の西尾市及び一色町、吉良町、幡豆町は、それぞれ西尾地区、一色地区、吉良地区、幡豆地区と表記します。

表 2.1.3 公共下水道整備面積の状況

単位：ha

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成18年度	956.0	237.0	198.0	185.1	1,576.1
平成19年度	1,057.2	253.0	244.4	197.5	1,752.1
平成20年度	1,151.2	268.0	287.5	212.6	1,919.3
平成21年度	1,211.3	292.7	327.0	234.0	2,065.0
平成22年度	1,238.1	320.3	353.5	236.6	2,148.5
平成23年度	1,296.6	347.0	374.7	247.1	2,265.4
平成24年度	1,359.6	361.2	406.1	253.6	2,380.5
平成25年度	1,492.5	361.2	434.8	253.5	2,542.0
平成26年度	1,587.8	361.2	473.8	253.6	2,676.4
平成27年度	1,697.8	388.6	486.7	253.6	2,826.7

※各年度の値は、平成22年度までは3月31日現在、平成23年度以降は次年度の4月1日現在の値を使用

出典：愛知の下水道、西尾市提供資料

表 2.1.4 公共下水道整備人口の状況

単位：人

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成18年度	44,707	9,300	6,041	6,006	66,054
平成19年度	49,003	9,550	7,212	6,257	72,022
平成20年度	52,955	10,250	10,867	6,274	80,346
平成21年度	57,140	10,556	12,226	6,739	86,661
平成22年度	58,307	10,825	13,344	6,790	89,266
平成23年度	61,253	12,640	14,866	7,569	96,328
平成24年度	69,609	13,271	15,156	7,998	106,034
平成25年度	76,639	13,183	16,627	7,911	114,360
平成26年度	80,610	13,313	18,009	7,863	119,795
平成27年度	85,192	13,722	17,983	8,154	125,051

※各年度の値は、平成22年度までは3月31日現在、平成23年度以降は次年度の4月1日現在の値を使用

出典：西尾市提供資料



## (2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設の整備状況を表 2.1.5 に、農業集落排水処理人口の状況を表 2.1.6 に示します。

農業集落排水施設は、平成 28 年 4 月 1 日現在で市全域に 20 か所あり、処理人口は 16,145 人になります。

表 2.1.5 農業集落排水施設の整備状況

単位：箇所

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成18年度	8	0	3	6	17
平成19年度	9	0	4	6	19
平成20年度	9	0	4	6	19
平成21年度	9	0	4	6	19
平成22年度	9	0	4	6	19
平成23年度	9	0	4	6	19
平成24年度	9	0	4	6	19
平成25年度	10	0	4	6	20
平成26年度	10	0	4	6	20
平成27年度	10	0	4	6	20

出典：西尾市提供資料

表 2.1.6 農業集落排水処理人口の状況

単位：人

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成18年度	8,352	0	3,542	3,649	15,543
平成19年度	8,196	0	3,419	3,619	15,234
平成20年度	8,389	0	3,523	3,587	15,499
平成21年度	8,358	0	3,503	3,513	15,374
平成22年度	8,433	0	3,522	3,328	15,283
平成23年度	8,555	0	3,456	3,342	15,353
平成24年度	10,616	0	3,679	3,378	17,673
平成25年度	10,761	0	3,712	3,391	17,864
平成26年度	10,858	0	3,736	3,772	18,366
平成27年度	9,776	0	3,112	3,257	16,145

※各年度の値は、次年度4月1日現在の値を使用

出典：西尾市提供資料

※平成27年度は算定方法を変更している

## 1.5 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移を図 2.1.2 に示します。

下水道、農業集落排水施設の整備促進や、浄化槽法改正等の後押しを受けて、未処理人口が減少しています。

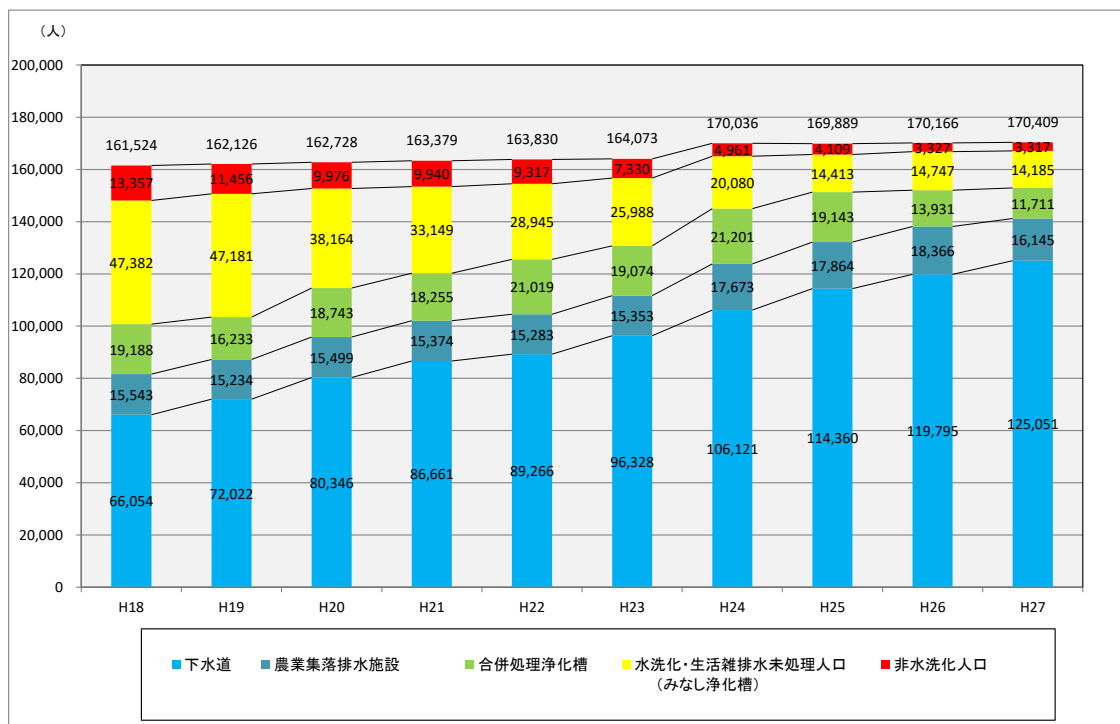


図 2.1.2 生活排水処理形態別人口の推移

## 2. 中間処理及び最終処分の現状

### 2.1 し尿及び浄化槽汚泥等の処理量

し尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移を図 2.2.1 に示します。

し尿、浄化槽汚泥等の処理量は、ともに減少傾向にあります。

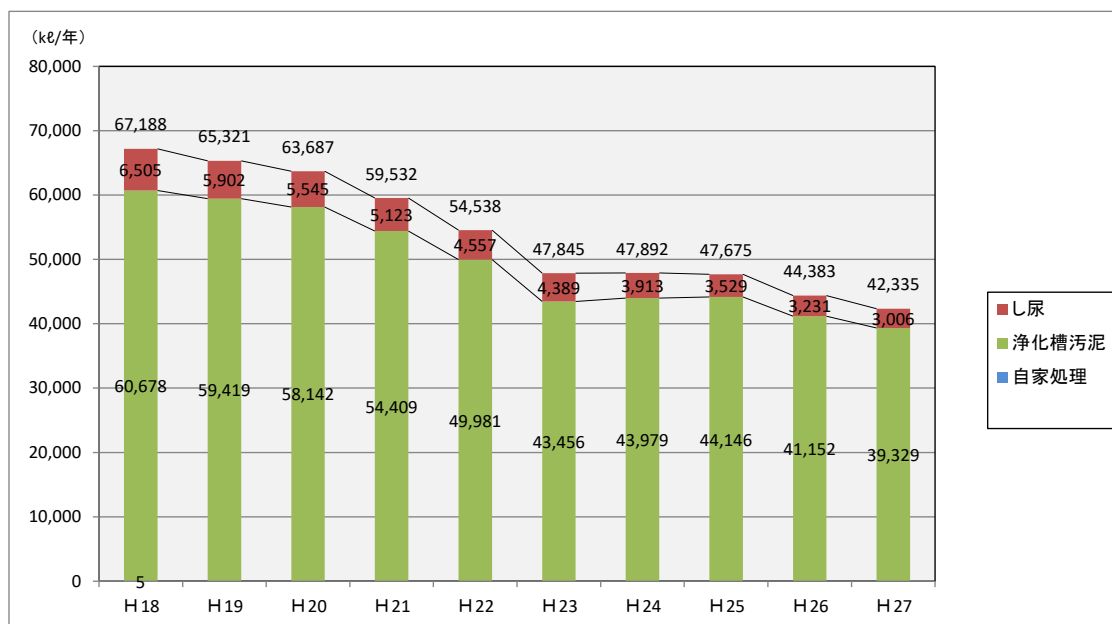


図 2.2.1 し尿及び浄化槽汚泥等処理量の推移

## 2.2 下水道放流水の水質分析

西尾市浄化センターからの放流水は、西尾市の下水道排除基準に適合した水質にして公共下水道へ放流しています。また、年間を通して水質分析を行い適正な維持管理の確認を行っています。

下水道放流水の水質分析結果を表 2.2.1 に示します。

表 2.2.1 下水道放流水の水質分析結果

項目	水質分析結果						下水道排除基準値 (西尾市)
	平成22年度※ <sup>2</sup>	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
採水場所	放流水	放流水	放流水	放流水	放流水	放流水	—
PH	7.3	6.7	6.7	6.8	6.8	7.1	5を超え9未満
BOD	6.6	36.1	46.8	45.5	32.2	8.7	600mg/ℓ未満
COD	28.1	23.2	24.3	22.2	23.5	19.2	—
難分解性COD	22.5	16.3	19.7	18.4	19.9	16.8	25mg/ℓ未満 ※ <sup>1</sup>
COD (生分解度)	13.9	—	—	—	—	—	—
浮遊物質	9.2	14.5	13.6	13.7	13.2	5.7	600mg/ℓ未満
全窒素	104.6	89.7	81.5	73.8	87.8	86.3	240mg/ℓ未満
全リン	0.2	0.27	0.29	0.20	0.23	0.21	32mg/ℓ未満
ヘキサン抽出物質動植物	0.8	4.8	1.5	<1.1	<1	<1	30mg/ℓ以下
ヘキサン抽出物質鉱物	<1	<1	<1	<1	<1	<1	5mg/ℓ以下
アンモニア性窒素	76.6	65.5	64.5	62.3	74.4	75.5	380mg/ℓ未満
亜硝酸性窒素	5.9	<0.2	0.8	<0.2	1.1	<0.2	380mg/ℓ未満
硝酸性窒素	0.4	0.5	<0.2	<0.2	0.2	0.2	380mg/ℓ未満
よう素消費量	10.3	10.4	13.5	9.3	8.3	6.1	220mg/ℓ未満
水温	23.3	20.7	21.1	21.8	21.6	23.0	45℃未満

※<sup>1</sup>愛知県流域下水道維持管理要綱基準

※<sup>2</sup>平成22年度の結果の数値は平成22年4月から平成23年3月までの下水道放流水の平均（出典：西尾市浄化センター）

※<sup>3</sup>平成23年度～27年度の出典は、(株)名古屋環境分析センター

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 1. 基本方針

#### 1.1 基本方針

生活排水処理の目的は、「水の適正処理に関する普及と啓発を行うこと及び生活排水の処理施設を逐次整備していくこと」による公共用水域の水質の保全です。これを達成するため、本計画では、生活排水処理の基本的な方針を以下のように設定しています。

##### (1) 公共下水道への接続の促進

下水道処理区域の拡大、管渠の整備及び公共下水道への接続の促進を図ります。

##### (2) 農業集落排水施設の整備

平成24年度までに20地区すべて完了しています。

##### (3) 合併処理浄化槽への転換の促進

公共下水道、農業集落排水施設の整備が見込めない地域においては、合併処理浄化槽への転換を促進します。

##### (4) みなし浄化槽及びし尿汲み取りの適正化

みなし浄化槽及びし尿汲み取りは、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽への転換を進めます。また、適正な維持管理を促進します。

### 2. 生活排水処理主体

本市の生活排水における処理主体は、現状のとおりとし、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 3. 生活排水処理に関する目標

生活排水処理に関する目標は、西尾市污水適正処理構想との整合を図りながら設定することとします。

西尾市污水適正処理構想では、①下水道の整備を促進し、平成33年度を目標にすべての集合処理事業の完了を目指す。②平成37年度までに西尾市全体の99%以上の方の污水処理を確保することが記載されています。本計画においても、この2点を生活排水処理に関する目標として設定します。

目標①：平成33年度までにすべての集合処理事業の完了を目指す。

目標②：平成37年度までに西尾市全体の99%以上の方の污水処理を確保する。

## 4. 生活排水を処理する区域及び人口の予測

### 4.1 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は本市の全域とし、下水道処理区域、農業集落排水処理区域、その他の区域とします。

また、合併処理浄化槽区域は、原則として、公共下水道、農業集落排水施設の整備計画区域外、整備計画区域内ではあるものの当面その供用が見込めない区域とします。

### 4.2 生活排水処理形態別人口の予測結果

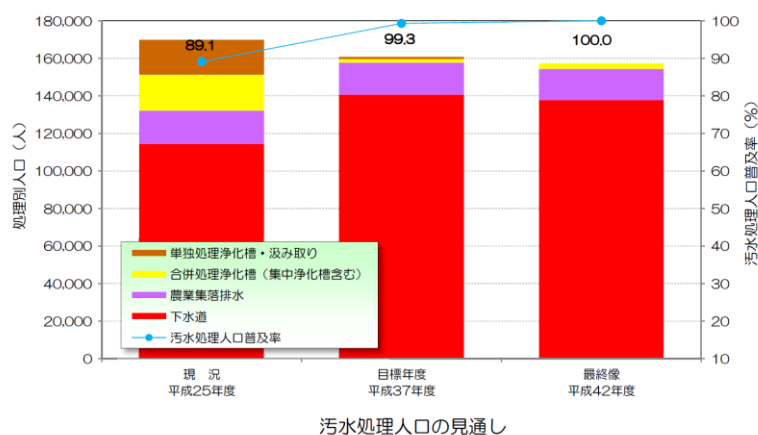
生活排水を処理する区域及び人口の予測については、「3. 生活排水処理に関する目標」と同様に、西尾市污水適正処理構想との整合を図りながら設定することとします。

西尾市污水適正処理構想において使用している目標年度と行政人口及び西尾市污水適正処理構想における汚水処理人口の見通しを以下に示します。

西尾市污水適正処理構想においては、国立社会保障・人口問題研究所が発表している「日本の地域別将来推計人口」を将来推計人口として用いているため、本章においてもその人口を基に予測を行うこととします。

【目標年度と行政人口】	
平成 25 年度（現況基準）	----- 169,890 人（実績値）
平成 37 年度（目標年度）	----- 160,776 人（想定値）
平成 42 年度（最終像）	----- 157,376 人（想定値）

処理方式	現況基準 平成 25 年度	目標年度 平成 37 年度	最終像 平成 42 年度	備 考
下 水 道	114,360	140,786	137,811	H33 年に完了予定
農 業 集 落 排 水	17,864	16,906	16,549	現状で全て完了済
合併処理浄化槽 (集中浄化槽含む)	19,143	1,988	3,016	
小 計	151,367	159,680	157,376	
単独処理浄化槽・汲み取り	18,523	1,096	0	
合 計（行政人口）	169,890	160,776	157,376	
汚水処理人口普及率	89.1%	99.3%	100.0%	



出典：西尾市污水適正処理構想

図 3.4.1 西尾市污水適正処理構想における汚水処理人口の見通し

西尾市污水適正処理構想において推計されている平成37年度、平成42年度の污水処理人口の値と、平成27年度までの実績値を基にして算出した平成38年度までの污水処理人口の予測結果を表3.4.1及び図3.4.2に示します。

水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口は、平成37年度には1,096人まで減少し、污水処理率（生活排水処理率）は99.3%となっています。

表 3.4.1 污水処理人口の予測

区分	単位：人										
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
計画処理区域内人口	169,446	168,483	167,520	166,557	165,594	164,631	163,668	162,705	161,742	160,776	160,097
水洗化・生活雑排水処理人口	153,585	154,263	154,941	155,619	156,297	156,975	157,653	158,331	159,009	159,680	159,220
コミュニティ・プラント	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合併処理浄化槽	10,739	9,767	8,795	7,823	6,851	5,879	4,907	3,935	2,963	1,988	2,194
下水道	126,625	128,199	129,773	131,347	132,921	134,495	136,069	137,643	139,217	140,786	140,191
農業集落排水施設	16,221	16,297	16,373	16,449	16,525	16,601	16,677	16,753	16,829	16,906	16,835
水洗化・生活雑排水未処理人口 （みなし浄化槽）	12,876	11,567	10,258	8,949	7,640	6,331	5,022	3,713	2,404	1,096	877
非水洗化人口	2,985	2,653	2,321	1,989	1,657	1,325	993	661	329	—	0
污水処理率（生活排水処理率）（%）	90.6	91.6	92.5	93.4	94.4	95.3	96.3	97.3	98.3	99.3	99.5

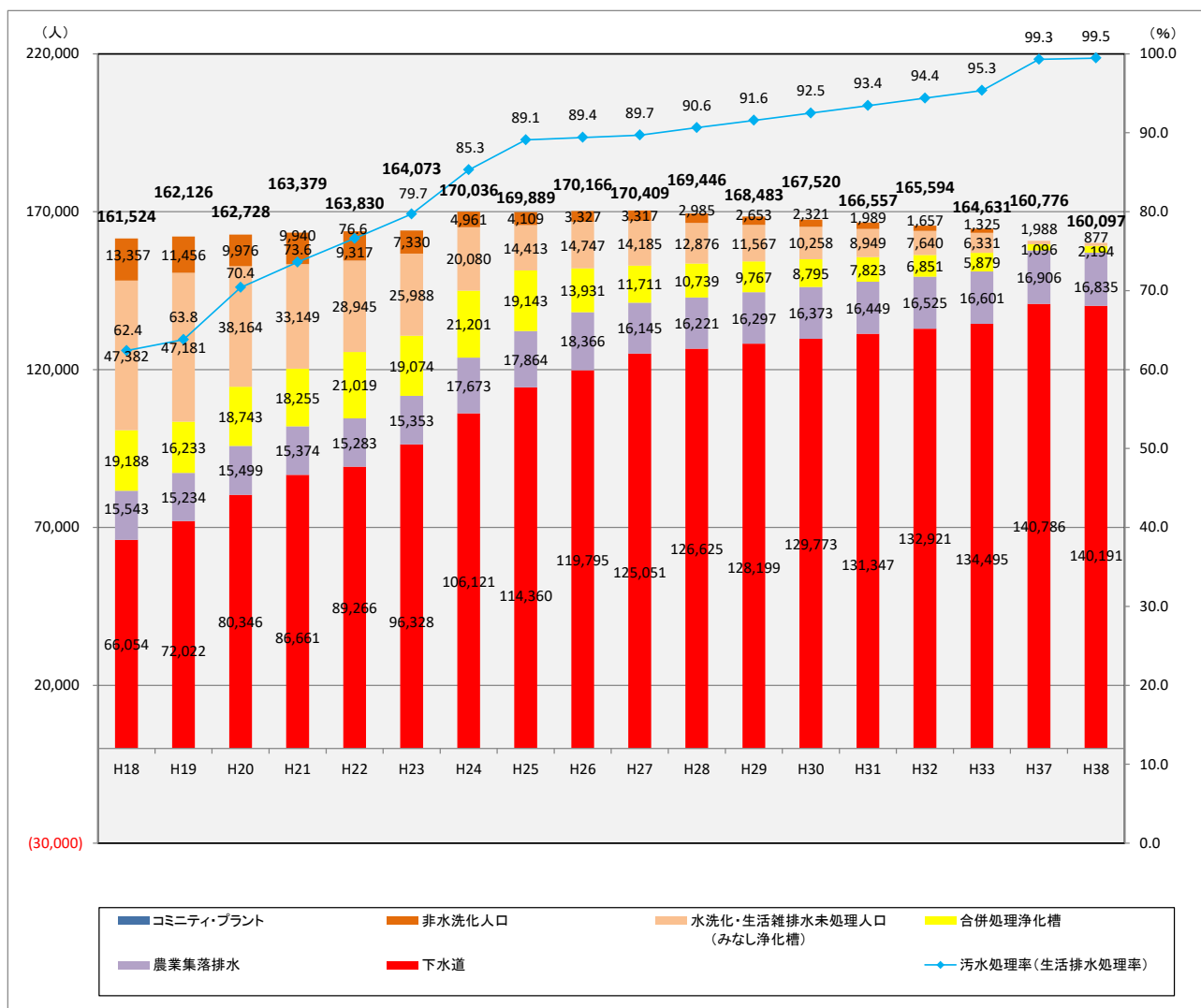


図 3.4.2 污水処理人口の予測

## 5. 施設及び整備計画の概要

### 5.1 污水適正処理構想

西尾市污水適正処理構想においては、平成33年度までに全ての区域で整備を完了させることを予定しています。また、整備対象区域や整備内容は、事業採算性を勘案しながら進めることとしています。

本市の污水適正処理構想図を図3.5.1に示します。

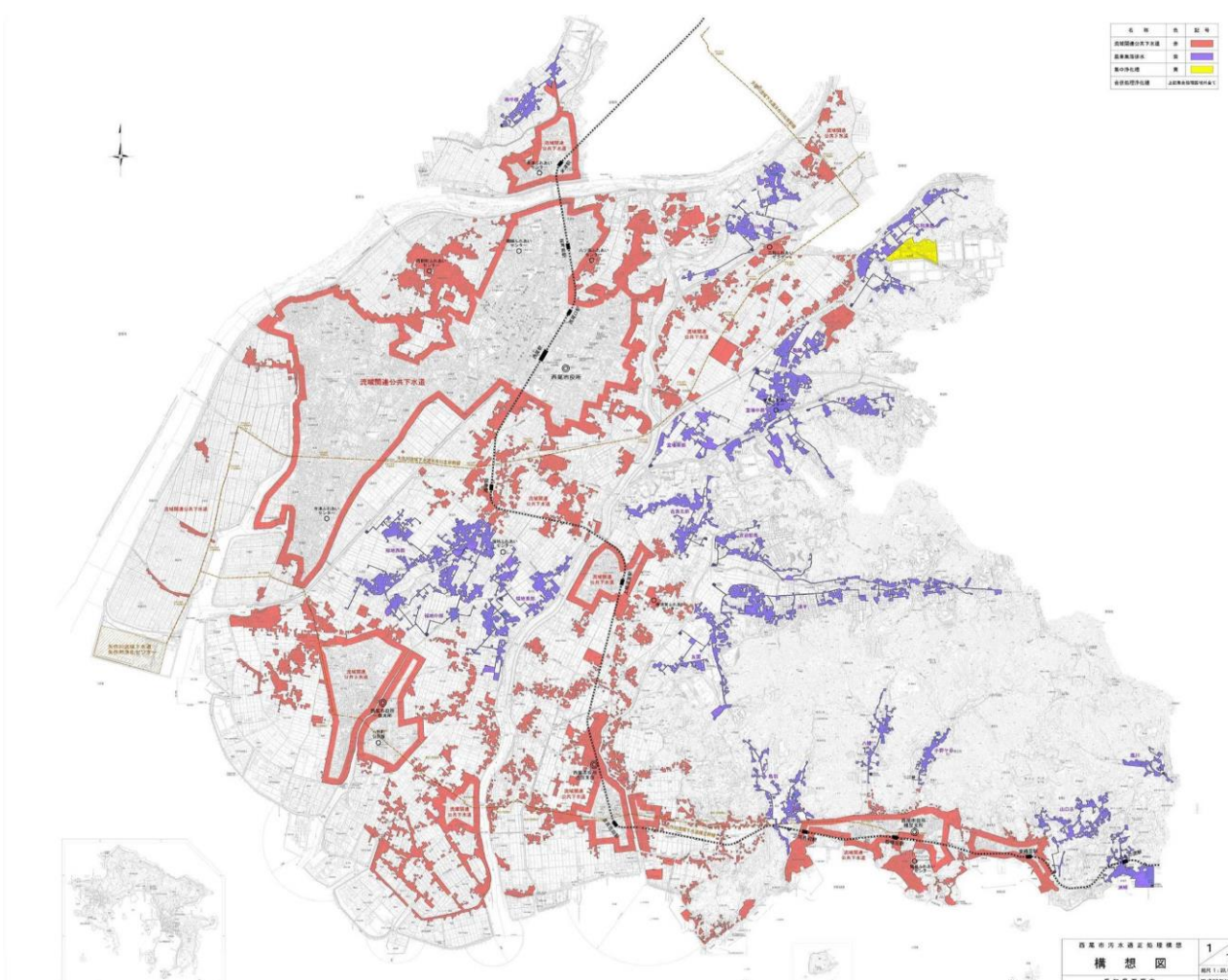


図 3.5.1 污水適正処理構想図

## 6. 排出抑制計画

### 6.1 排出抑制に関する目標

公共用水域の水質汚濁発生源は、水田、畑などの自然系、工業などの産業系、下水処理場、みなし浄化槽など生活系の3つに分けられます。一般的に、水質汚濁への影響が最も大きいのは、生活系の排水であるため、生活排水に対して発生源対策を講じることにより公共用水域の汚濁負荷を削減することを目標とします。

### 6.2 排出抑制の方法

公共用水域への水質汚濁の削減を図るため、生活雑排水が未処理で放流されているみなし浄化槽世帯、汲み取り世帯について、公共下水道、合併処理浄化槽への転換を推進します。

また、浄化槽は、処理機能を正常に維持するために適正な使用、維持管理を行うことが求められるため、使用者に対し県と連携して啓発及び指導を行います。

## 7. 施設整備に関する事項

### 7.1 公共下水道の整備の促進

#### (1) 公共下水道区域における整備の推進

公共下水道整備計画を推進し、整備計画区域内の人口減少も含め、事業採算性を勘案しながら計画的に整備することを目標とします。

#### (2) 公共下水道区域の見直し

地元住民や関係機関と十分な協議を行い、現状の区域については、必要に応じて見直しを検討します。

#### (3) 公共下水道への接続促進

公共下水道の整備地区内におけるし尿汲み取りやみなし浄化槽の世帯については、公共下水道への早期の接続を啓発活動等により促進します。

### 7.2 農業集落排水への接続の推進

農業集落排水については、接続率の向上を推進します。

### 7.3 合併処理浄化槽の整備促進

公共下水道の整備が当面見込めない地域及び公共下水道区域外については、浄化槽設置整備事業の促進を図ります。

また、浄化槽の適正な維持管理（法定検査、保守点検及び汚泥引抜）について啓発活動等を実施します。



## 8. し尿・汚泥処理計画

### 8.1 収集・運搬計画

#### (1) 収集・運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥等を迅速かつ衛生的に収集・運搬することを基本とし、収集・運搬の効率化、収集量の平準化についても考慮するものとします。

#### (2) 収集区域の範囲

収集区域は、原則として本市の行政区域のうち公共下水道等の供用区域を除く区域としますが、供用区域内であっても未接続世帯については収集対象とします。

#### (3) 収集・運搬の方法

収集・運搬の方法は、現行と同様に、バキューム車を用いる方法で行うものとします。

### 8.2 中間処理施設

#### (1) 中間処理に関する目標

収集されたし尿及び浄化槽汚泥等の性状に対応した適正な処理を行うものとします。

#### (2) 中間処理の方法

収集されたし尿及び浄化槽汚泥等を合わせた混合処理を行うものとします。

また、し尿と浄化槽汚泥等の搬入割合の変化に対応し、適正処理を行うものとします。

#### (3) 処理施設及びその整備計画の概要

現有のし尿処理施設である西尾市浄化センターは、平成 21 年度に施設改造が行われ、収集量に対応できる処理能力を有しています。今後も引き続き当該処理施設を利用して処理を行うものとします。

## 9. 生活排水の処理に関するその他の事項

### 9.1 発生源対策の促進

廃食用油の適正処理や洗剤等の適量使用等といった家庭内のできる発生源対策について、啓発活動や情報提供を行い、促進します。

### 9.2 市民に対する広報・啓発活動の実施

市は市民が自ら気づき理解して行動していくことができる社会を作ることを基本に、啓発を行います。

#### (1) 普及活動のイメージ

普及活動のイメージを図 3.9.1 に示します。

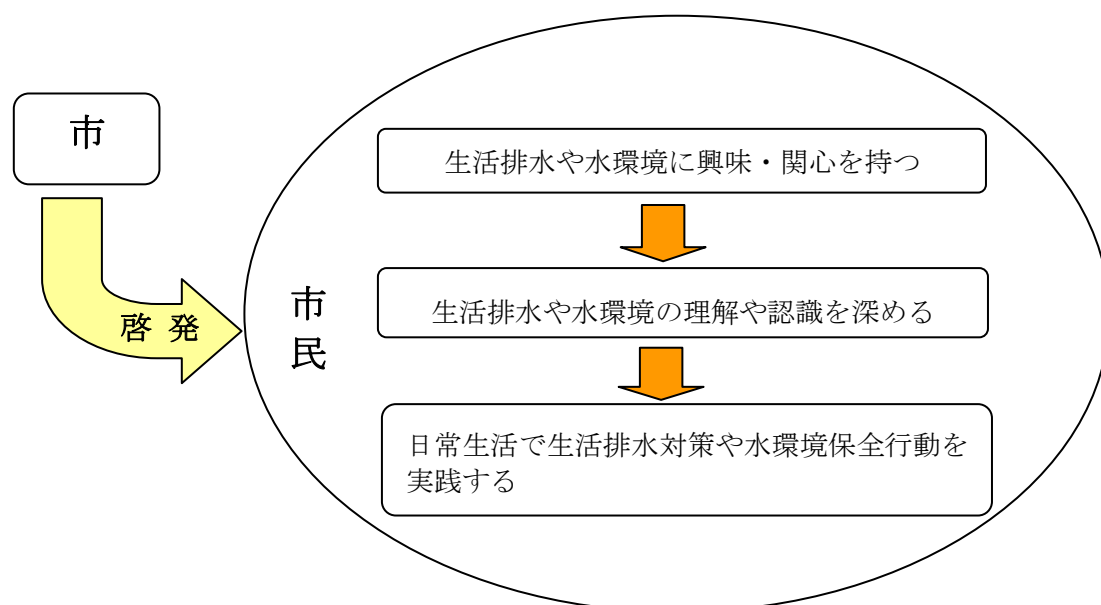


図 3.9.1 啓発活動イメージ

#### (2) 環境教育・イベントの実施

生活排水対策を含む水環境問題を解決していくには、一人ひとりがそれぞれの役割に応じた取り組みを進めることが必要です。そのため、市民と市がお互いの理解を深めながら、共通の目標に向かって協力し合う仕組みが重要になります。よって、自ら環境について考え行動できる“人づくり”を目指した環境教育について検討します。また、環境に対する意識を高めることを目的としたイベント等についても検討を行います。

### 9.3 関連計画との整合

生活排水に係る施策の推進については、環境基本計画や污水適正処理構想等の関連計画との整合を図りながら、市民、事業者、市の協働で進めていくものとします。